

# みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり



第2次 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画

平成31(2019)年3月  
安曇野市



# はじめに

## 第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」の策定にあたって



近年、人口減少や急速な少子高齢化の進展、また、多様化する市民ニーズへの対応などにより、多くの地域課題が山積しています。また、全国各地で災害が発生し、安曇野市においても災害に対する危機感が高まる中で、身近なコミュニティの重要性について改めて考えさせられ、日常からお互いに支え合い、助け合うことの大切さを再認識しました。

「協働のまちづくり」とは、まちづくりを担うすべての皆さんが、目的を共有しあい、対等な立場でお互いの特性を活かしながら共に行動することです。また、市民一人ひとりがまちづくりの主役であることの自覚と責任をもち、主体的・自発的にまちづくりに参画することが欠かせません。

本市では、協働のまちづくり推進の具現化を図るため、平成26（2014）年度から平成30（2018）年度までを計画期間とする、第1次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」の策定、平成29（2017）年4月には、自治を推進する上で必要な事項をルール化した「安曇野市自治基本条例」の施行、また、平成30（2018）年度よりスタートした第2次「安曇野市総合計画」では、経営方針として「協働によるまちづくりの推進」を掲げています。

この度策定した、第2次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」は、平成31（2019）年度から5年間を計画期間とし、重点施策として、市民一人ひとりの協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進、まちづくりを担うあらゆる主体間をつなぐ協働コーディネート機能の充実などに積極的に取り組むことで、いきいきと心豊かに暮らせる安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

結びに、計画策定にあたりご尽力を賜りました委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見をいただきました多くの皆さまに心から感謝申し上げますとともに、本計画の遂行におきまして皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成31（2019）年3月

安曇野市長 宮澤宗弘

# 前 文

近年、急速に進展する少子高齢化や人口減少など社会情勢が大きく変化する中で、地域課題は多様化、複雑化しており、市民あるいは行政だけでは解決できない課題が山積しています。また、東日本大震災や熊本地震などの大きな災害を経験する中で、お互いに支え合い、助け合う必要性が改めて見直されています。これからの地域社会では、市民一人ひとりのもとより、区など自治会や市民活動団体、企業、教育機関、行政など、あらゆる主体がまちづくりの担い手であることを自覚し、その役割と責任を果たしながら力を合わせることで、すなわち「協働」により地域課題の解決に取り組むことが求められています。

こうした社会全般の変容の中で、誰もが安曇野市に愛着と誇りをもち、心豊かに幸せに暮らせる社会づくりを目指し、本市の自治を推進する上で必要な事項をルール化する必要が高まり、安曇野市では平成 29（2017）年 4 月に「安曇野市自治基本条例」を施行しました。

第 2 次「安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画」は、安曇野市自治基本条例に則り協働のまちづくりの具現化を図るため、「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」を理念に掲げ、市民一人ひとりが行動し、**お互いがつながり、信頼し合い、協力し合い、支え合う**まちづくりを推進することを目指し策定するものです。

なお、安曇野市自治基本条例第 4 条第 1 項では、自治の基本理念として「市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。」と定めており、協働の主体を市民、市議会、市としています。

しかし、市議会においては、地方自治法で規定された権能に基づく役割が定められていることから、本計画においては、市民の市政やまちづくりへの参画促進による市民協働の推進に向けた市の取り組みについて定めることとします。

安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び  
協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会

# 目次

【本計画で取り扱う用語の説明】	4
【第1章】第2次協働推進計画の基本事項	
1 協働推進計画の意義	5
2 協働のまちづくりが必要な背景	5
3 第2次協働推進計画の位置づけ	6
4 第2次協働推進計画の期間	7
【第2章】協働のまちづくり推進に関わる現状と課題	
1 市民アンケート調査から見える協働のまちづくり推進の現状と課題（考察）	7
2 第1次協働推進計画策定時との主な社会情勢の変化	13
3 第1次協働推進計画の主な達成状況と今後の主要課題	14
【第3章】第2次協働のまちづくり推進基本方針	
1 第2次協働推進計画で重点的に取り組む事項	16
2 基本方針の目的と協働のまちづくりの理念	16
3 第2次協働推進計画の実施体制	17
4 第2次協働推進計画の基本方針	18
5 協働を担うあらゆる主体と協働の基本事項	19
【施策体系】	22
【第4章】第2次協働のまちづくり推進行動計画	
1 行動計画の目的と構成	24
2 基本方針に基づく施策の展開	25
基本方針1 協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進	
基本施策1 協働の意識づくりと市民活動の円滑な運営支援	25
基本施策2 地域課題解決への参画促進	26
基本施策3 市民活動への参加機会の創出	27
基本方針2 情報共有の仕組みづくり	
基本施策1 情報収集システムの構築	28
基本施策2 情報の共有化及び提供システムの構築	30
基本方針3 協働コーディネート機能の充実に向けた人財の発掘・養成	
基本施策1 協働コーディネートスキルの向上	31
基本施策2 協働を担う人財のネットワークづくり	32
【協働のまちづくり推進に関わる市の支援及び制度等】	
1 協働のまちづくり推進支援	33
2 市が関わる協働の形態	34
3 市政への市民参画の一般的な方法	36
【市民活動サポートセンターの機能・役割と協働のイメージ図】	39
【第2次協働推進計画推進に係るPDCAサイクル】	40
【その他参考資料】	
・安曇野市自治基本条例	41
・安曇野市市民活動サポートセンター設置要綱	45
・安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・ 評価委員会設置要綱	46
・第2次協働推進計画策定の経過	48
・第3期 協働委員会 委員名簿	49

## 本計画で取り扱う用語の説明

用語	説明
協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画	本計画のことを言います。なお、本計画では略して「協働推進計画」といい、また、個別に「協働のまちづくり推進基本方針」を「基本方針」、「協働のまちづくり推進行動計画」を「行動計画」と言います。
協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会 (以下、「協働委員会」という。)	協働委員会は、公募による市民、有識者、市民活動団体や自治会の代表者、その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する15名以内の委員により構成されています。第三者の視点での協働推進計画の策定並びにその推進、進捗管理、評価を行う役割を担います。
自助・共助・公助	「自助」は、自らが自己責任で課題を解決することです。「共助」は、あらゆる主体が協力して課題を解決することです。「公助」は、行政が課題解決に関わることです。
市民活動	本計画では、あらゆる主体による公益的な活動全てをいいます。「公益」とは、「利益＝利己」のためでなく、営利を目的とせず、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与する活動です。また、自らの自由意思に基づいた自主的・自発的な活動、いつでも誰でも自由に参加できる開かれた活動であり、宗教や政治活動を目的としないものです。
市民活動サポートセンター	本市の協働のまちづくり推進の拠点としてあらゆる市民活動を支援することを目的に設置し、協働コーディネートをを行っています。市民活動に関する様々な情報の収集・発信や、各種相談の受付、また、各種講座や交流会の開催などを行っています。「安曇野市市民活動サポートセンター設置要綱」を、45ページに掲載しています。
ボランティアセンター	ボランティア活動の推進を目的に、市社会福祉協議会（以下、「市社協」という。）が市内6か所（本所及び5支所）に設置しています。ボランティアに関する情報の発信、相談の受付、講座の開催、ボランティア団体のネットワークづくりなどの支援を行っています。
協働コーディネーター	「協働コーディネーター」は、地域の資源（人財、もの、こと、資金、情報など）をつないで、地域課題解決に結びつけ、また新たな価値を生み出す役割を担います。市では平成26(2014)年度から3年間「協働コーディネーター養成講座」を開催し、28名が修了しました。
地域リーダー	「地域リーダー」は、広い視野と深い見識、卓越した想像力と豊かな人間性を備え、常に問題意識と確固たる使命感を持ち、積極的・主体的に地域で活動をする役割を担います。市では平成27(2015)年度から3年間、「地域リーダー育成講座」を開催し、26名が修了しました。
部制度	区民が相互に支え合い、助け合い、見守り合う地域社会を構築するとともに、持続可能な区の運営を目指して市区長会が取り組んでいる、「区民総参加」及び「区内地縁組織等の連携による効率的・効果的な事業運営」の仕組みです。部制度に決まった形はなく、各区で抱える課題の共有や現状の区のあり方を見つめ直す中で、より多くの区民の参加により、各区の実態に合ったより良い仕組みの構築に取り組むものです。
コミュニティ・ビジネス	「コミュニティ・ビジネス」とは、地域の資源を生かしながら地域課題の解決を「ビジネス」の手法で取り組むものであり、地域の人財（※）やノウハウ、施設、資金を活用することにより、地域における新たな創業や雇用の創出、働きがい、生きがいを生み出し、地域コミュニティの活性化に寄与するものです。
安曇野市まちづくり推進会議	各主体がまずは自ら課題解決に取り組みますが、単体だけでは解決できず全市民的な取り組みにより解決を目指す必要のある課題について、その解決に向けた検討を進めるための仕組みとして市が設置する会議です。本会議は、推進委員会とワーキンググループで構成されます。推進委員会は有識者等により本会議で検討すべき課題であるかの精査や課題解決に向けた実践の進捗管理及び評価・検証等を行います。ワーキンググループは課題ごとに関係する実践者が集い、課題解決の具体的な検討を行います。

※本計画では、人は宝・財産であるという考え方から「人材」の表記を「人財」としています。

## 第1章 第2次協働推進計画の基本事項

### 1 協働推進計画の意義



皆さんは、安曇野市が「こんな街になったらいいな」という思いをお持ちになったことはないでしょうか。近年、少子高齢化や人口減少など社会情勢の大きな変化の中で、日々の暮らしや社会全体を取り巻く課題は多様化・複雑化しています。様々な課題を乗り越え、市民の皆さんが誇りを持ち、心豊かに幸せに暮らせるまちづくりの実現は、市民の皆さん一人ひとりのまちづくりに対する思いと、その思いの実現を誰かに任せるのではなく、自ら一歩足を踏み出すことから始まります。市民の皆さん一人ひとりがまちづくりの主役であり、一人ひとりの力の結集により、より良いまちづくりが進みます。

しかし、まちづくりに関わろうと行動する時には、「同じ思いを共有して一緒に取り組む仲間はいないだろうか」、「活動資金をどうやって集めれば良いのだろうか」など、様々な壁にぶつかることがあるでしょう。また、個人や一つの団体・組織だけでは解決が難しい課題もあることでしょう。市民の皆さんが主役となり活躍できるまちづくりを進めるためには、まちづくりを進める上でぶつかる課題を解決するための支援の充実や仕組みづくりを推進する必要があります。

協働推進計画は、市民の皆さん一人ひとりがまちづくりの主役として活躍できるよう、そして、できないことは「協働」により解決を図りながらより良いまちづくりが進むよう、市の取り組みの方向性と、具体的な施策を示すものです。



### 2 協働のまちづくりが必要な背景

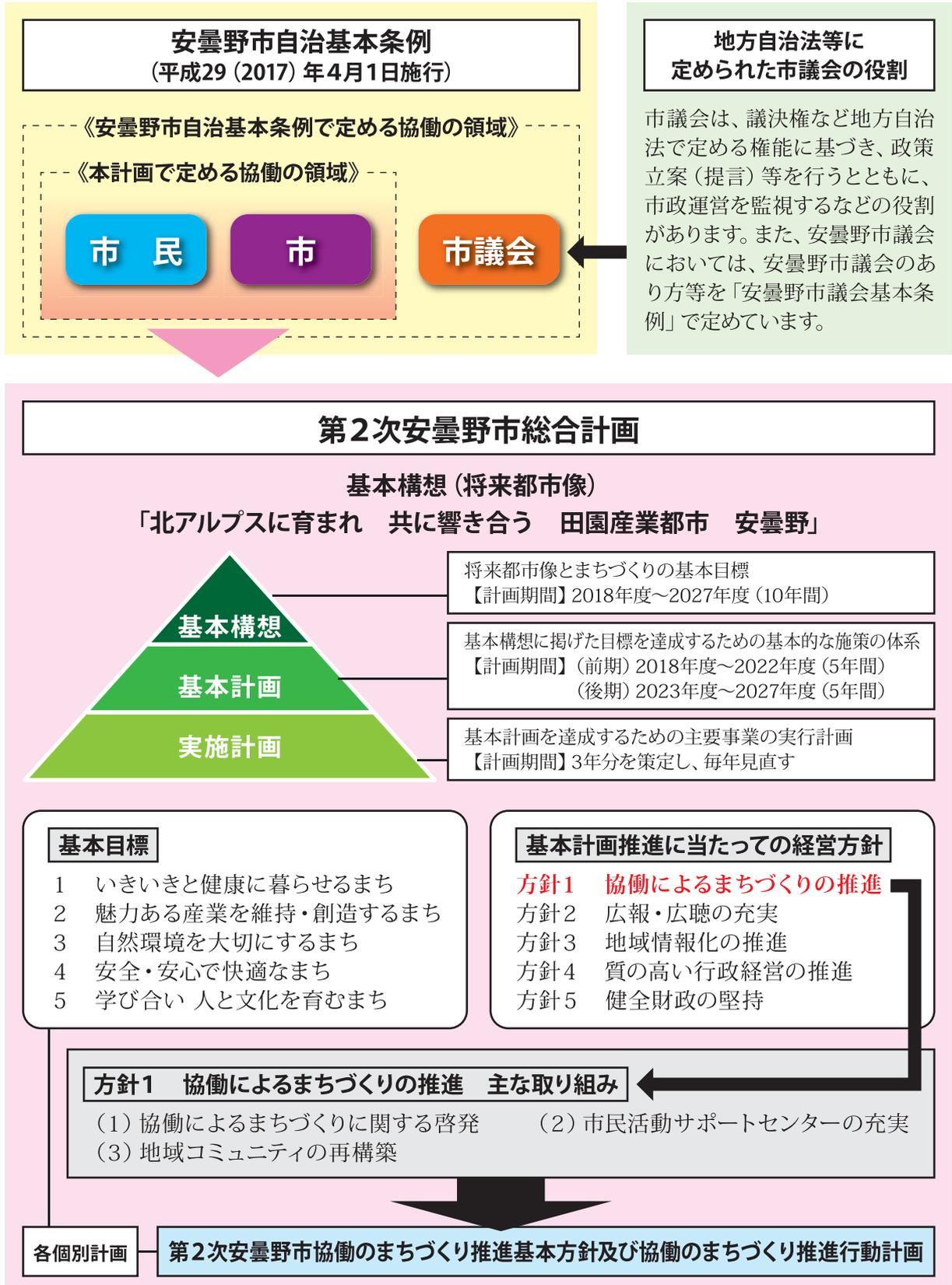
少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化の中で、地域課題が多様化・複雑化しています。これらの課題を解決し、市民が暮らしやすいまちづくりを実現するためには、市民一人ひとりが自らできることに取り組み、できないことはみんなでお互いに支え合い、助け合い、補い合うことが必要不可欠な時代となっています。

特に、全国各地で大きな災害を経験する中で、改めて地域コミュニティの意義や重要性が見直され、特に市民にもっとも身近なコミュニティ組織である区など自治会においては、区民相互の主体的な助け合いや支え合いを基盤とする地域づくりが推進されています。

そのような状況の中で、市民の発想や行動力と行政のこれまでの実績を活かし、従来の枠組みにとらわれない新しい発想での課題解決の手法として協働が必要となっています。

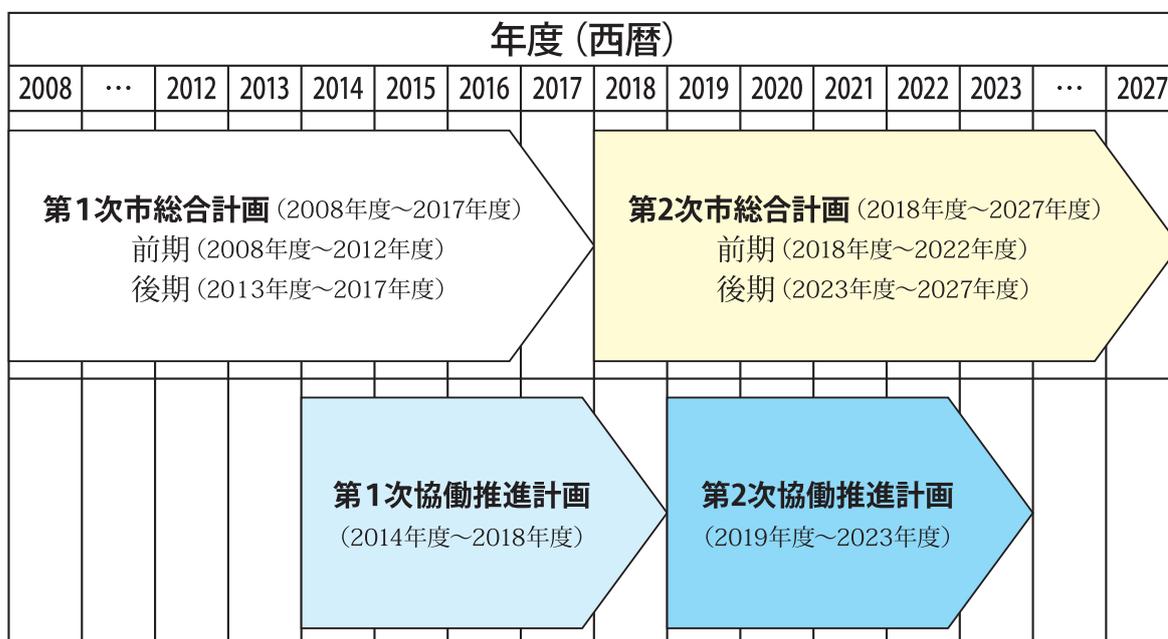
### 3 第2次協働推進計画の位置づけ

第2次協働推進計画は、「安曇野市自治基本条例」(平成29(2017)年4月1日施行)に基づき、また、「第2次安曇野市総合計画」(平成30(2018)年度～平成39(2027)年度)に掲げる経営方針の取り組みである「協働によるまちづくりの推進」を図るため、その個別計画として本市の協働のまちづくり推進の基本方針を示し、さらに、その基本方針に基づき具体的な施策の展開を図るための計画です。



## 4 第2次協働推進計画の期間

第2次協働推進計画は、平成35(2023)年度を目標年度とし、平成31(2019)年度から平成35(2023)年度までの5年間を推進期間とします。



## 第2章 協働のまちづくり推進に関わる現状と課題

### 1 市民アンケート調査から見える協働のまちづくり推進の現状と課題(考察)

第2次協働推進計画の策定に向け、現状の市民の考えを把握するとともに、市民の意向を反映した計画づくりに向けて、平成29(2017)年12月に市民アンケート調査を実施しました。この結果から見える協働のまちづくり推進の現状と課題を考察し、整理すると、主に以下の点が挙げられます。

#### 市民アンケート調査の結果から見える協働のまちづくり推進の現状と主な課題(考察)

- ① 8割以上の市民が「協働のまちづくりを推進していくことは必要」と考えている一方で、「協働」自体の理解は乏しいことから、わかりやすく協働の理解を促し意識を高める機会の提供が必要と考えられる。
- ② 協働に関する情報について市民が必要とする情報を得られるよう、活用する媒体や提供機会の工夫等により、効果的な情報発信を行うことが必要であると考えられる。
- ③ 9割以上の市民が日常生活における隣組やご近所同士による「支え合い・助け合い」の必要性を感じている一方で、「支え合い・助け合い」を活動の根幹とする区など自治会への未加入者及び脱会を希望する方は合わせて約2割おり、その意義等への理解促進が課題であると考えられる。
- ④ 市民活動(区など自治会活動以外)の潜在的な担い手として期待される市民が約7割いるものの、現在市民活動に参加している市民は約1割である。市民活動参加のきっかけづくり等、興味・関心を活動につなげる支援が必要であると考えられる。
- ⑤ 協働のまちづくり推進の拠点として市が設置する市民活動サポートセンターの機能を強化するとともに、その機能・役割を市民へ広く周知していく必要があると考えられる。

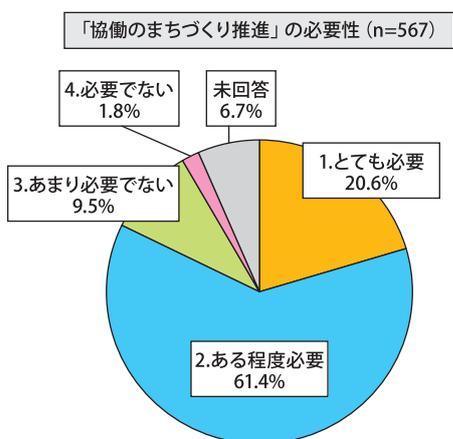
【協働のまちづくりに関する市民アンケート調査の実施概要】

- ◎調査対象 安曇野市に住民登録のある18歳以上の方（無作為抽出）
- ◎対象者数 2,000人（男女各1,000人ずつ）
- ◎調査方法 郵送配布・郵送回収（督促なし）
- ◎調査期間 平成29（2017）年12月1日～同年12月25日の25日間
- ◎回収状況 住所不定による未着分を除いた有効回収数は567件で、有効回収率は28.4%

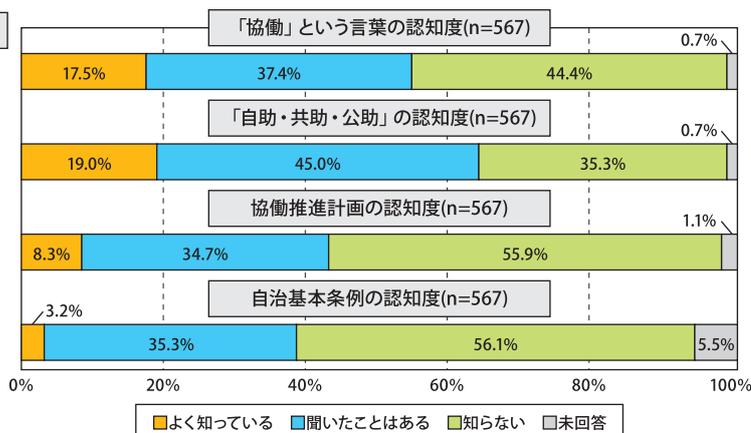
① 8割以上の市民が「協働のまちづくりを推進していくことは必要」と考えている一方で、「協働」自体の理解は乏しいことから、わかりやすく協働の理解を促し意識を高める機会の提供が必要と考えられる。

「協働のまちづくりを推進していくことは必要」と考える市民は82.0%（図①-1）と多くの市民が必要と考えている一方で、「協働」、「自助・共助・公助」、「協働推進計画」、「自治基本条例」の認知度は、それぞれ54.9%、64.0%、43.0%、38.5%（図①-2）に留まっています。また、自由意見では「協働が一般化されていない」「わかりにくい」といった意見も寄せられました。

今後、市民にとって身近なことや関心のあることなどを切り口として協働をわかりやすく伝え、市民が協働を理解し、その意識を高める機会を提供する必要があると考えられます。



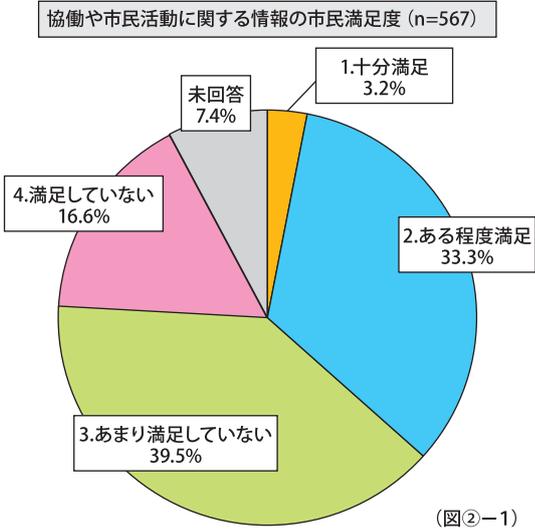
（図①-1）



（図①-2）

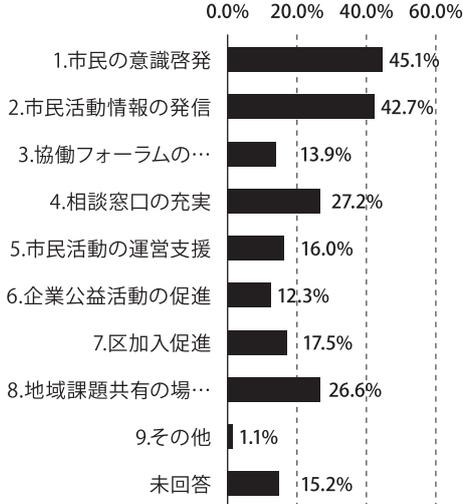
②協働に関する情報について市民が必要とする情報を得られるよう、活用する媒体や提供機会の工夫等により、効果的な情報発信を行うことが必要であると考えられる。

協働や市民活動に関する情報の市民満足度は36.5%（図②-1）に留まっています。しかし、市が協働のまちづくり推進のため優先的に取り組む施策として、「市民が活動に参加するようになるための市民活動情報の発信」と考える市民は42.7%（図②-2）であり、「市民に地域課題や市民活動に関心をもってもらうための意識啓発（45.1%）」に次ぐ2番目に多い割合となりました。また、市民活動サポートセンターの機能・役割として、「様々な団体の活動状況やボランティア活動などの情報が入手できる」が41.1%（図②-3）と最も高い割合となり、協働のまちづくり推進に向けて、市民が欲しい情報（図②-4）を必要な時に得られる仕組みづくりを進め、積極的かつ効果的に情報発信を行うことが必要であると考えられます。



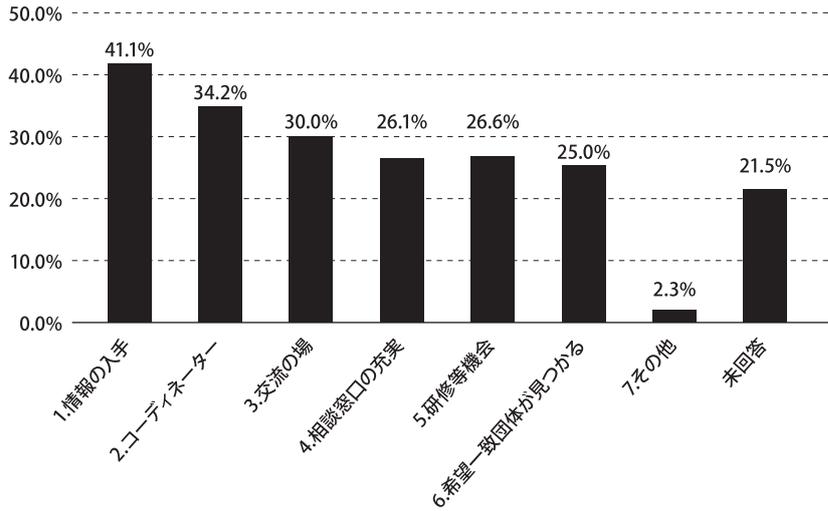
協働のまちづくりの実現に向けて市が優先的に取り組むべき施策 (n=567)

選択肢
1.市民に地域課題や市民活動に関心をもってもらうための意識啓発
2.市民が活動に参加するようになるための市民活動情報の発信
3.協働に関する講演会やフォーラムの開催
4.市民活動に関心を持った人を活動へと導くための相談窓口の充実
5.市民活動団体が組織を安定的に運営するための活動資源への支援
6.企業の公益的な社会貢献活動の促進
7.区など自治会への加入促進
8.地域の住民や様々な団体が、地域課題などを共有できる場づくり
9.その他
未回答



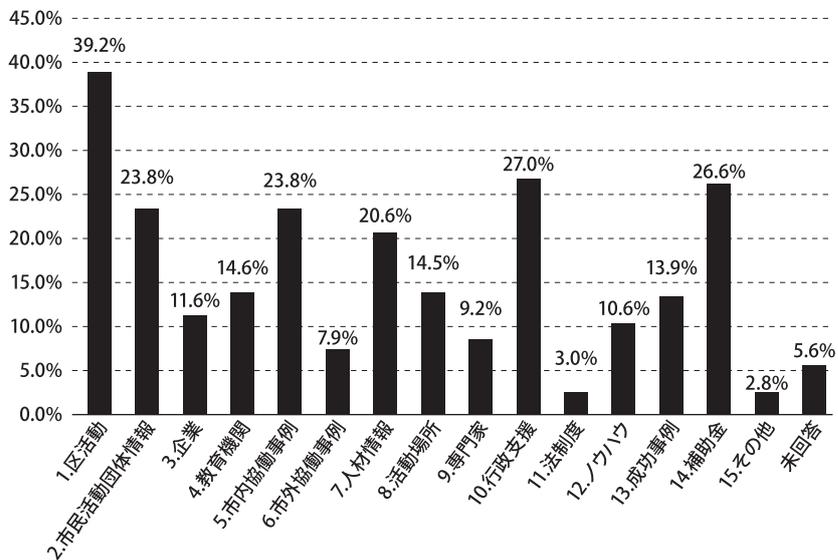
(図②-2)

市民活動サポートセンターに必要な機能・役割 (n=567)	
選択肢	
1.様々な団体の活動状況やボランティア活動などの情報が入手できる	
2.個々の希望に合わせた活動の紹介・調整をしてくれるコーディネーターがいる	
3.市民活動やボランティア活動に関心がある人たちの情報交換・交流の場がある	
4.活動を始めたい方や、活動の運営に課題のある方などが相談できる窓口が充実している	
5.体験会や研修など、活動を始められる機会の提供	
6.参加者の年齢層や性別が、自分と一致している活動団体が見つけれれる	
7.その他	
未回答	



(図②-3)

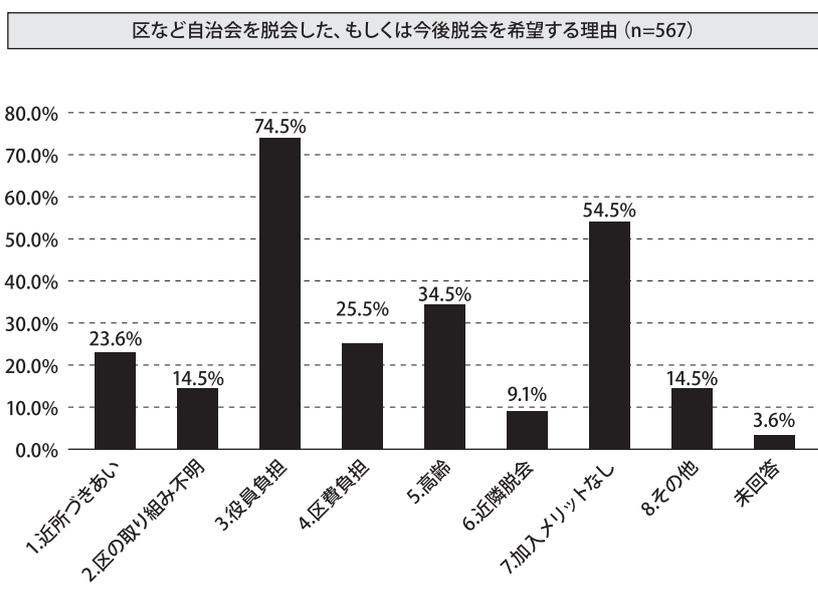
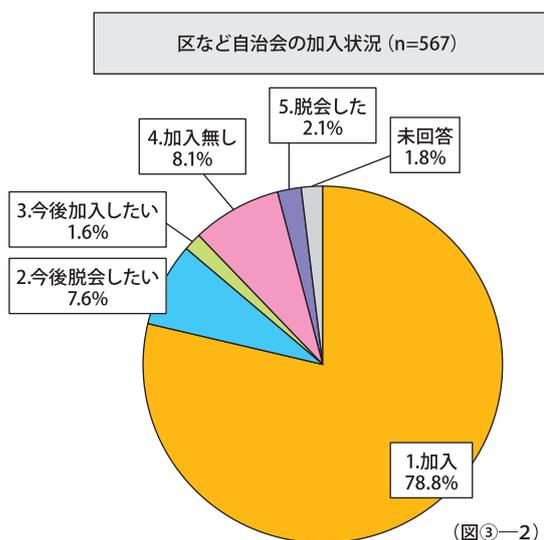
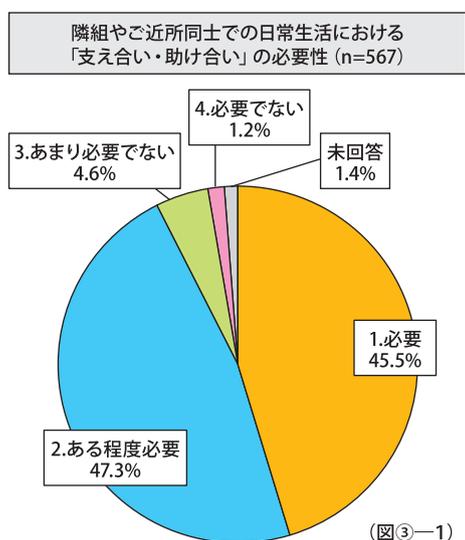
興味・関心のある情報 (n=567)	
選択肢	
1.区など自治会の活動	9.市民活動や協働に関する専門家情報
2.市民活動団体の活動	10.行政機関等の動向・各種支援情報
3.企業の公益的事業	11.団体の設立等、市民活動に関する法制度
4.教育機関の地域貢献事業	12.市民活動のノウハウ
5.市内の協働事例の情報	13.成功事例の取り組みプロセス・苦労話
6.市外の協働事例の情報	14.補助金等各種支援事業の具体的な活用方法
7.地域の人材情報(協力者・参加者等)	15.その他
8.活動場所の情報(空き店舗、イベントスペース等)	未回答



(図②-4)

③ 9割以上の市民が日常生活における隣組やご近所同士による「支え合い・助け合い」の必要性を感じている一方で、「支え合い・助け合い」を活動の根幹とする区など自治会への未加入者及び脱会を希望する方は合わせて約2割おり、その意義等への理解促進が課題であると考えられる。

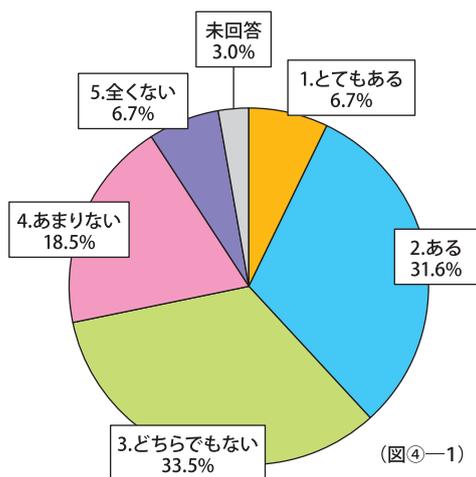
安曇野市の高齢化率（人口に占める65歳以上の割合）は平成29（2017）年5月に30%を超えました。今後少子高齢化はさらに進展することが予測されることから、市民一人ひとりができることを行い、その上で相互に「支え合い、助け合い、見守り合う地域社会」を形成することが喫緊の課題となります。その基盤となる隣組やご近所同士での日常生活における「支え合い・助け合い」について必要と感じている市民は92.8%（図③-1）と非常に多い割合となっています。一方で、市民の最も身近なコミュニティ組織である区など自治会は「支え合い、助け合い」を活動の根幹としているものの、「役員負担」や「区加入のメリットを感じない」などの理由（図③-2、③-3）により、「今後脱会したい」と考える市民が7.6%、また、現在未加入である方も合計11.8%ありました。区など自治会の加入状況は各区で異なりますが、区など自治会の意義等への理解促進は共通の課題であると考えられます。



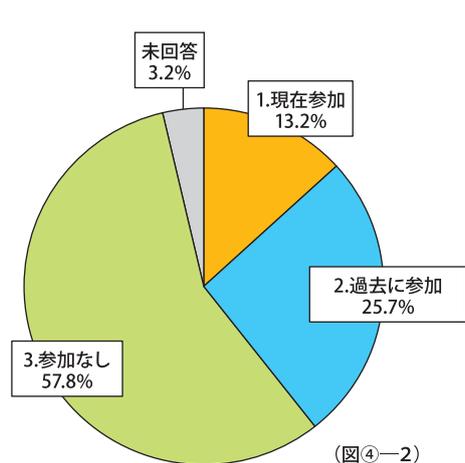
④市民活動（区など自治会活動以外）の潜在的な担い手として期待される市民が約7割いるものの、現在市民活動に参加している市民は約1割である。市民活動参加のきっかけづくり等、興味・関心を活動につなげる支援が必要であると考えられる。

市民活動（区など自治会活動以外）に興味・関心のある市民の割合は38.3%（図④-1）で、「どちらでもない」と回答した方を含めると71.8%となり、潜在的な担い手は一定程度あると考えられます。しかしながら、実際に市民活動に参加している市民の割合は13.2%（図④-2）と非常に少ない現状があります。一方で、市民活動サポートセンターの機能・役割として、「個々の希望に合わせた活動の紹介・調整をしてくれるコーディネーターがいる」が34.2%（図②-3）と、「様々な団体の活動状況やボランティア活動などの情報が入手できる（41.1%）」に次ぐ2番目に多い回答となりました。活動に参加しやすい機会と場を創出するなど、市民活動に参加するきっかけづくりを行い、興味・関心を活動につなげられるような支援が必要と考えられます。

市民活動（区など自治会活動以外）への興味・関心 (n=567)



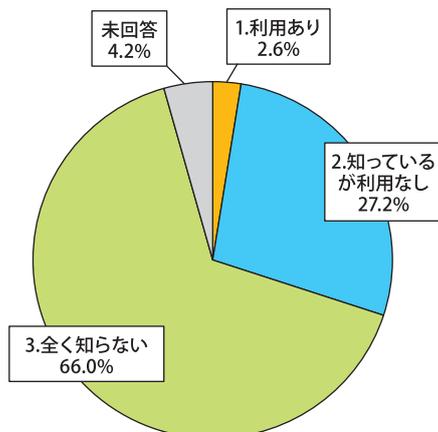
市民活動（区など自治会活動以外）への参加状況 (n=567)



⑤協働のまちづくり推進の拠点として市が設置する市民活動サポートセンターの機能を強化するとともに、その機能・役割を市民へ広く周知していく必要があると考えられる。

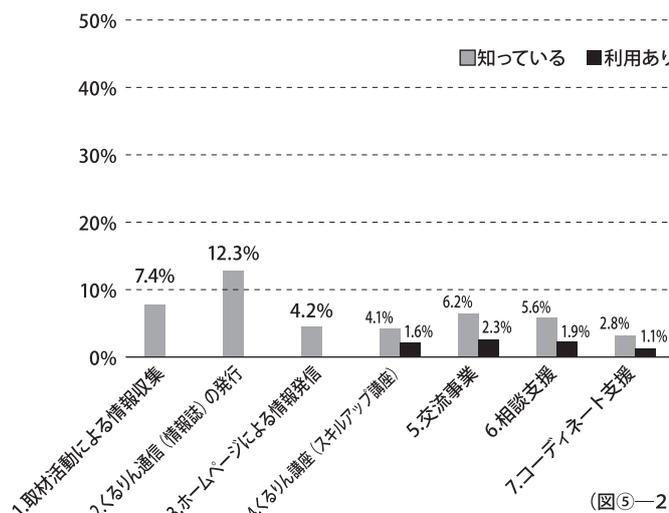
協働のまちづくり推進の拠点として、市では「市民活動サポートセンター」を設置しています。センターでは協働に関する情報の収集・一元化・発信や市民活動等スキルアップ講座の開催、交流事業、市民活動に関する各種相談支援、あらゆる主体をつなぐコーディネート等を行っています。しかし、センターの認知度については「利用あり」が2.6%（図⑤-1）と非常に低く、センターで行っている各事業の認知度及び利用率（図⑤-2）も、それぞれ低い割合となりました。センター機能の強化及びその機能・役割を広く周知していくことが、協働のまちづくり推進に向けた重要な課題であると考えられます。

市民活動サポートセンターの認知度 (n=567)



(図5-1)

市民活動サポートセンター事業の認知度 (n=567)



(図5-2)

## 2 第1次協働推進計画策定時との主な社会情勢の変化

### (1) 少子高齢化の進展により求められる「見守り、支え合い、助け合う」地域社会の構築

第1次協働推進計画の策定が進められた平成25(2013)年4月1日時点には26.9%であった安曇野市の高齢化率は、平成29(2017)年5月1日時点(住民基本台帳)で30%を超え、約3人に1人が高齢者という時代が到来しました。今後、高齢化はさらに進むことが予測され、社会保障費の増大や、医療・介護の担い手不足などを起因とする様々な社会問題がこれまで以上に深刻化することが予測されます。そのため、お互いに「見守り、支え合い、助け合う」地域社会の構築を目指し、市民一人ひとりができることを考え取り組む必要が高まっています。

### (2) 度重なる大規模災害により地域コミュニティの意義・役割に高まる関心

東日本大震災(平成23(2011)年)発生後、地域コミュニティが崩壊してしまった被災地において、「人のつながりをどう取り戻していくか」が生活再建の重要な課題であることが取り上げられました。また、平成26(2014)年に発生した長野県神城断層地震では、住宅が全壊する被害が相次いだにも関わらず、自治会を中心とした日頃からの関係づくりが結果として犠牲者を発生させませんでした。その後も熊本地震(平成28(2016)年)や北海道胆振東部地震(平成30(2018)年)など、市民生活に甚大な影響をもたらす大規模な災害が度々発生しており、防災をキーワードに地域コミュニティの意義や役割に対する市民の関心が高まっています。

### (3) 「地域の課題は地域で解決する」仕組みの構築に向けた安曇野市区長会の動き

人間関係の希薄化を根幹とする地域課題が山積する中で、市内83区で組織される安曇野市区長会は、平成25(2013)年度より「地域の課題は地域で解決する」仕組みづくりを進めています。平成26(2014)年度には区の意義や役割など区のあり方を検討し、その成果をまとめた「区マニュアル」を策定しました。そして、平成28(2016)年度には、地域全体でお互いに支え合い助け合う仕組みを示した「コミュニティ・マニュアル」を策定しました。また、その集大成として、これまでの区の組織運営を見直し、区内地縁組織の横断的な連携・協働により効率的・効果的、持続可能な組織運営を図るとともに、区民総参加の仕組みづくりを進める「部制度」の創設に各区が取り組みを進めています。

### 3 第1次協働推進計画の主な達成状況と今後の主要課題

#### (1) 第1次協働推進計画の構成

第1次協働推進計画では、①「あらゆる主体の情報共有」、②「あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成」、③「市民参画の環境づくり」、④「主体的な市民活動の促進」を基本方針とし、各方針に基づく具体的施策を定める行動計画を策定しました。また、これらを推進するためのシステムとして「推進体制」、「推進支援」を定めて具体的な取り組みを進めてきました。

基本方針		行動計画（具体的施策）
（基本方針1） あらゆる主体の情報共有		◎情報収集システムの構築 ◎情報の共有化 ◎情報提供システムの構築
（基本方針2） あらゆる主体の協働に対する理解と人財育成		◎あらゆる主体相互の協働に対する理解度の向上 ◎人財の育成・養成
（基本方針3） 市民参画の環境づくり		◎計画策定段階からの市民参画の方法 ◎市民参画を導入すべき事務事業 ◎公募委員・会議公開の取り組み
（基本方針4） 主体的な市民活動の促進		◎主体的な市民活動の促進
推進システム	推進体制	◎推進体制の確立 ◎コーディネート・システムの確立 ◎まちづくり推進会議（仮称）の設置 ◎協働事業の進捗管理体制の確立 ◎協働事業の評価体制の確立
	推進支援	◎人財育成支援 ◎助成、制度による支援 ◎相談窓口の設置 ◎交流、スキルアップ支援

※行動計画では具体的施策を進めるためのさらに詳細な事業を「行動要領」として定め取り組みました。

#### (2) 第1次協働推進計画の主な達成状況

##### ①安曇野市自治基本条例の施行

- ・本市における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の執行機関の役割等を明らかにし、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を定めた自治基本条例を平成29（2017）年4月に施行しました。

##### ②安曇野市まちづくり推進会議の設置

- ・単体だけでは解決できない全市的な課題解決の検討の場として平成29（2017）年12月に設置しました。あらゆる主体による連携の仕組みや具体的な課題解決の方策等を検討する場として、これまでに無い新しい課題解決の仕組みを創出しました。

##### ③協働コーディネーター養成講座及び地域リーダー育成講座の実施による人財の養成・発掘

- ・協働推進の要となるコーディネーターの人財養成及び発掘を目的に、平成26（2014）年度より「協働コーディネーター養成講座」を実施（第3期まで実施し計28名が修了）しました。
- ・多様化する地域課題解決のためのノウハウ等を学び、まちづくりのリーダーとしての技能を有する人財育成及び発掘を目的に、平成27（2015）年度より「地域リーダー育成講座」を実施（第3期まで実施し計26名が修了）しました。

#### ④協働コーディネーター及び市民活動サポーターの配置

- ・協働コーディネーター養成講座修了者を協働コーディネーター、または市民活動サポーターとして協働推進の拠点である市民活動サポートセンターに配置し、協働コーディネート体制をつくりました。しかし、その機能・役割の十分な発揮には至っていません。

#### ⑤安曇野市市民協働事業提案制度の創設

- ・市民の市政参画の仕組みの一つとして、安曇野市市民協働事業提案制度を平成26（2014）年度に創設しました。本制度による協働事業を通じて申請団体及び市職員の協働の理解やスキルの向上にもつながることが期待されます。

#### ⑥安曇野市区長会への支援

- ・市区長会が策定した「区マニュアル」及び「コミュニティ・マニュアル」の策定支援を行いました。市区長会で検討を進める際のコーディネートや、冊子の編集等の支援を行うほか、市区長会と連携し「区マニュアル」や「コミュニティ・マニュアル」の研修の機会を設けました。
- ・市区長会が取り組む「部制度」の設置に向けた支援を行いました。各区が「部制度」の設置に取り組むにあたり、部制度について理解を深める「出前講座」を設け、申し出により各区へ出向いて説明の機会を設けたほか、区の主体的な活動への支援として「区等交付金」を増額しました。
- ・「安曇野市自治基本条例」では、一つの章として「区」を設け、市は区の活動が促進されるよう支援すること（第26条）を定めました。

#### ⑦協働事業事例集の作成

- ・平成27（2015）年度より、毎年度、市が市民と協働で実施している事業を情報収集し、その内容をまとめた「協働事業事例集」を発行し、協働事業の参考となるよう、公開しています。

#### ⑧協働推進計画の進捗管理及び評価体制の確立

- ・協働委員会による第三者の視点での協働推進計画の進捗管理及び評価を行いました。

### （3）第1次協働推進計画の評価における今後の主要課題

第1次協働推進計画の各施策の進捗状況及び成果等について、協働委員会で評価を行いました。

協働委員会における評価では、各施策について着実に取り組みが進められたものの、今後の協働のまちづくりの推進に向けて、以下の点が今後の主要課題として挙げられました。

- ①協働に関する情報収集が十分でないため、情報の一元化、共有の仕組みの構築も課題である。
- ②市民活動サポートセンターの機能・役割を明確にし、運営体制を構築したものの、その機能・役割を十分に発揮できていない。特にコーディネート機能の充実が課題である。
- ③講座を開設し協働を担う人材養成に取り組んだが、その人材の活用の仕組みの構築が課題である。

## 第3章 第2次協働のまちづくり推進基本方針

### 1 第2次協働推進計画で重点的に取り組む事項

協働のまちづくりは様々な課題を解決し、暮らしやすいまちづくりを進めるため、市民一人ひとりが主体的にできる範囲で自分にできることに取り組むことが基盤となります。

第1次協働推進計画では、計画期間である5年間で具体的な施策について一つ一つ着実に取り組みを進めてきましたが、アンケート結果等から、協働の基盤づくりは道半ばであり、さらに強化を図るため、協働推進計画を見直し、協働のまちづくりのさらなる推進を図る必要があります。

特に、市民一人ひとりが協働の意識を高め、主体的にまちづくりに参画できるよう、今後、以下の事項に重点的に取り組む必要があると考えられます。

- ①協働に関する情報を収集・一元化し、情報を必要な方が必要な情報を得られる提供方法の工夫
- ②あらゆる主体相互をつなぎ、多様な協働をつくり出す協働コーディネート機能の充実
- ③協働のまちづくりを担う人財の発掘と活用
- ④あらゆる主体が自立した市民活動の継続に必要な支援の充実
- ⑤市民一人ひとりの協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進

上記に重点的に取り組み、その成果を図る参考指標として、計画期間内に協働という言葉を知りまたは理解している市民の割合の向上を目指します。

### 2 基本方針の目的と協働のまちづくりの理念

#### (1) 基本方針の目的

市民一人ひとりが安曇野に誇りと責任をもち、いきいきと心豊かに暮らせる安全・安心なまちづくりを目指し、その具現化のため、あらゆる主体による協働のまちづくりを推進するための基本的な方針について定めることを目的とします。

#### (2) 協働のまちづくりの理念と定義

第1次協働推進計画では、協働のまちづくりの理念を「協働は、みんなが主役のまちづくり」と決めました。第1次協働推進計画期間における社会情勢の変化や自治基本条例の施行など、協働のまちづくりを取り巻く環境は変化しつつも協働の理念は普遍的で変わるものではありません。その上で、第2次協働推進計画では協働のまちづくりは市民一人ひとりの主体的な参画から始まることを前面に掲げ、協働の理念を「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」としました。

## みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり

### (協働の定義)

協働のまちづくりは、私たち一人ひとりが心豊かに幸せに暮らすため、環境や考え方など特性の異なる主体同士が、目的や課題を共有し、それぞれの特性を活かし、主体的・自発的に、役割を担い合い、対等な立場で連携することです。

### 3 第2次協働推進計画の実施体制

#### (1) 第2次協働推進計画における施策の実施体制

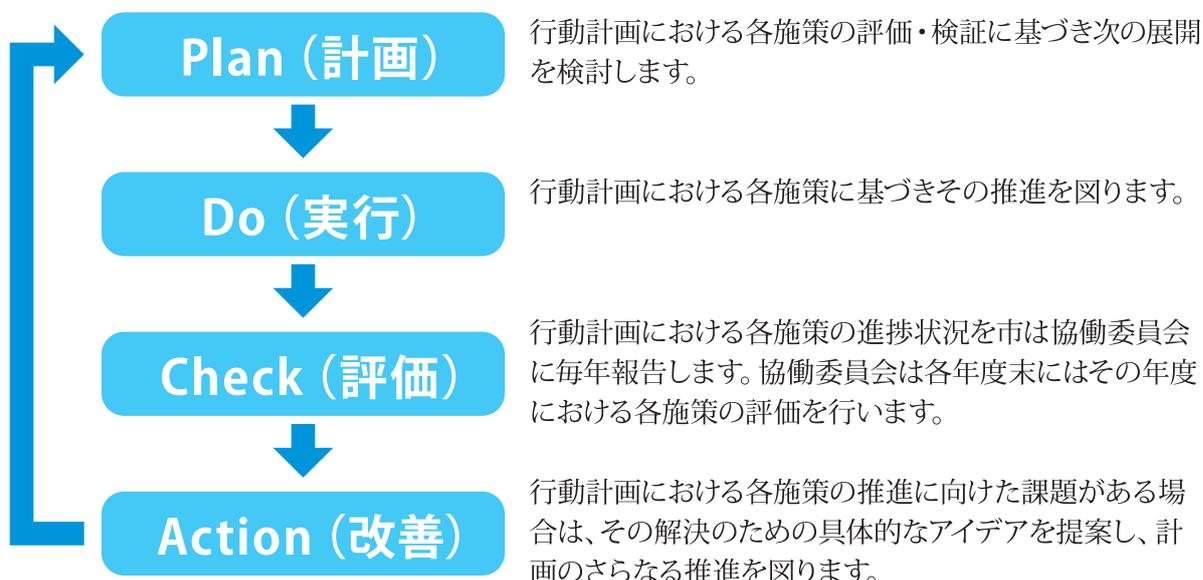
市民主体の協働によるまちづくりの実現に向けて第2次協働推進計画の実効性を高めるため、市において各施策に取り組む主体となる実施体制を次のとおりとし、着実に施策を進めていきます。

<p><b>【実施体制1】</b> 市民活動サポートセンター</p>	<p>特性の異なる主体同士が協働の基本原則に沿って協働するためには、その中間で主体間の対等な関係を築けるよう調整し、関係者の潜在能力を引き出す中間支援の役割が重要です。 市民活動サポートセンターは、あらゆる主体が協働に必要とする「人財、もの、こと、資金、情報」などをつなぐコーディネートを担い、市民一人ひとりの主体的な市民活動及び団体・組織等による協働の取り組みを支援します。</p>
<p><b>【実施体制2】</b> 協働推進担当部署</p>	<p>協働のまちづくり推進に向けて市職員には市民との信頼関係を構築し、コーディネーター役としての能力が求められており、協働の意識を高め、自ら知識や技術の向上に努めることが欠かせません。 また、市職員も地域社会の一員として積極的に区など自治会の活動やボランティア活動等に参画し、地域課題の解決に取り組むよう努めることが求められています。協働推進担当部署は、市職員の協働意識の醸成を図るとともに、庁内各部署において、市民との協働事業が円滑に推進されるよう、コーディネートをを行います。</p>

#### (2) 協働委員会による協働推進計画の進捗管理及び評価体制

協働推進計画に掲げる施策を計画的に実効性のあるものとして推進するためには、各事業の進捗状況を定期的に確認・評価し、改善点を次の施策へ反映させる進捗管理が必要です。協働委員会は第三者の視点でPDCA（Plan：計画、Do：実行、Check：評価、Action：改善）サイクルによる進捗管理を行い、施策の継続的な改善を進めていくために設置されています。

#### 協働委員会の役割



## 4 第2次協働推進計画の基本方針

市民アンケート調査や、第1次協働推進計画の進捗及び評価を踏まえ、第2次協働推進計画の基本方針を次の3つとします。

### 【基本方針1】

協働の意識づくりと  
主体的な市民活動の促進

市民一人ひとりがまちづくりの主役としての自覚と責任をもてるよう意識づくりに取り組むとともに、あらゆる主体の主体的な市民活動への参画を促進します。

### 【基本方針2】

情報共有の仕組みづくり

多様な協働の取り組みについて市民に浸透させていくとともに、市民一人ひとりがまちづくりに関心を持ち、主体的にまちづくりに参画するために必要な情報を収集し、情報を必要とする方が必要な情報を得られる仕組みづくりに取り組みます。

### 【基本方針3】

協働コーディネート機能の充実  
に向けた人財の発掘・養成

協働で課題解決に取り組むためには、活動の主体同士をつなぐ協働コーディネーターが重要な役割を担います。あらゆる主体の中間で、相互理解や対等でより良い関係づくりなどを担う人財を発掘し、その人財のスキルの向上を図ります。



## 5 協働を担うあらゆる主体と協働の基本事項

### (1) 協働を担うあらゆる主体の定義と求められる役割

第2次協働推進計画では、協働を担う「あらゆる主体」について、大きく6つのグループに分け、その定義と役割を以下のとおりとします。

協働を担う主体	本計画における定義	役割
①市民	市内に住所を有するもしくは居住する方や市内に通勤・通学する方、市内で事業活動を行う個人をいいます。 (安曇野市自治基本条例第3条第1項第1号(市民の定義)のア、イ、ウの内、個人を指します。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>まちづくりの主役であることの自覚と責任をもち、積極的にまちづくりに参画します。</li> <li>区など自治会へ加入し、相互の支え合いと協力のもと、主体的にまちづくりに関わります。</li> </ul>
②区など自治会	一定の区域を基盤とし、その区域の住民や事業者で構成され、支え合い、助け合う連帯感により、安全・安心な地域を目指し、様々な地域課題を協働により解決するコミュニティの基盤となる自治組織をいいます。(区、町内会、常会、地区公民館、地区社協、自主防災会、子ども会育成会、老人クラブ、日赤奉仕団、地区PTAなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めます。</li> <li>区など自治会に属する組織の役割分担の明確化により横断的な連携を図るとともに、様々な課題に多くの区民が参画する体制づくりを進めます。</li> </ul>
③市民活動団体	法人格の有無や種類を問わず、市民によって支えられ、社会サービスの提供や社会問題の解決のために活動する、主として民間の非営利団体(特定非営利活動法人、ボランティア団体など)をいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分たちのもつ能力や経験を積極的にまちづくりに活かします。</li> <li>組織の自立的、継続的な運営を目指し、構成員一人ひとりのスキルアップを図るとともに、あらゆる主体との横断的なネットワークの輪を広げるよう努めます。</li> </ul>
④企業	主たる事業所が安曇野市内にあり、営利を目的として事業を行う個人または法人をいいます。社会を構成する主体の一つとして社会貢献活動を行います。(市社協、工業会、商工会、観光協会、農業協同組合、土地改良区、水利組合、森林組合などの地域産業組織を含みます。)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会における一員、また企業市民として、様々な地域活動や公益活動への参画に心がけます。</li> <li>地域課題の解決に対して、企業として担える役割を果たします。</li> <li>構成員一人ひとりのまちづくりへの参画を促進します。</li> </ul>
⑤教育機関	小・中学校、高等学校、大学などをいいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童、生徒、学生の教育視点から、あらゆる主体と連携しながら、地域課題の解決の場に参画します。</li> </ul>
⑥行政団体	法令や法規、制度などにに基づき、市民の福祉向上のための公共業務に従事する団体です。本計画では、市長部局並びに安曇野市教育委員会などを含む安曇野市役所全体を「市」といいます。また、事務組合、財産区、消防署、警察署、その他国や県の機関などを「その他行政機関」といいます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民の抱える課題やニーズを的確に捉え、公正かつ誠実に職務を執行します。</li> <li>課題解決のための施策の展開、また、説明責任を果たすとともに積極的な情報提供に努めます。</li> <li>市職員は自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携してまちづくりに取り組むよう努めます。</li> <li>市職員は協働のまちづくり推進のコーディネーターとしての役割が求められており、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。</li> </ul>

## (2) 協働のまちづくり推進の領域 (イメージ図)

あらゆる主体が協働による課題解決やまちづくりを行う領域をイメージで示すと下図のようになります。協働の領域では、6つの主体がそれぞれの単体同士、または複数の主体同士でつながり合います。



### (3) 協働を進める上で大切なこと（協働の基本事項）

協働の効果をより高めるためには、協働に関わる主体が次のことを踏まえて進めていくことが重要です。

#### ①目標や課題を共有しましょう。

協働に関わる主体相互が、それぞれのもつ能力や専門性などを効果的に発揮するためには、達成しようとする目的や解決しようとする課題を明確にし、共有する必要があります。

#### ②対等なパートナーを理解しましょう。

協働に関わる主体相互が、それぞれ立場や特性、個々の活動の目的の違いなどを理解することが大切です。また、ともにまちづくりを進めていく大切なパートナーとして、対等な関係であることが基本です。

対等とはお互いがもつ力を十分に生かし相乗効果をもたらすことであり、役割を平等に分け合うことではありません。

#### ③お互いにメリットを持ちましょう。

協働によりその協働事業に携わる主体全てにメリットがもたらされることが大切です。

どちらか一方に負担がかかったり、一方だけにメリットがもたらせることがないように、十分な話し合いが大切です。

#### ④自主的、自発的に取り組みましょう。

協働に関わる主体相互は、ともに自立した関係性の中で、お互いを尊重し合いながら自主的、自発的に行動することが大切です。相手側に依存するのではなく、それぞれが主体性をもつことで、能力や役割が十分に発揮され、より高い成果を生み出します。

#### ⑤情報を共有し、公開しましょう。

それぞれの主体が、その協働事業に係る様々な情報（事業の企画・立案、意思決定、実施、評価など）を共有することが必要です。また、市があらゆる主体と協働する場合、市は協働相手の公募、選考等はもちろん、必要な情報を公開し、常に公平に開かれた機会を設けます。

#### ⑥期限を決めましょう。

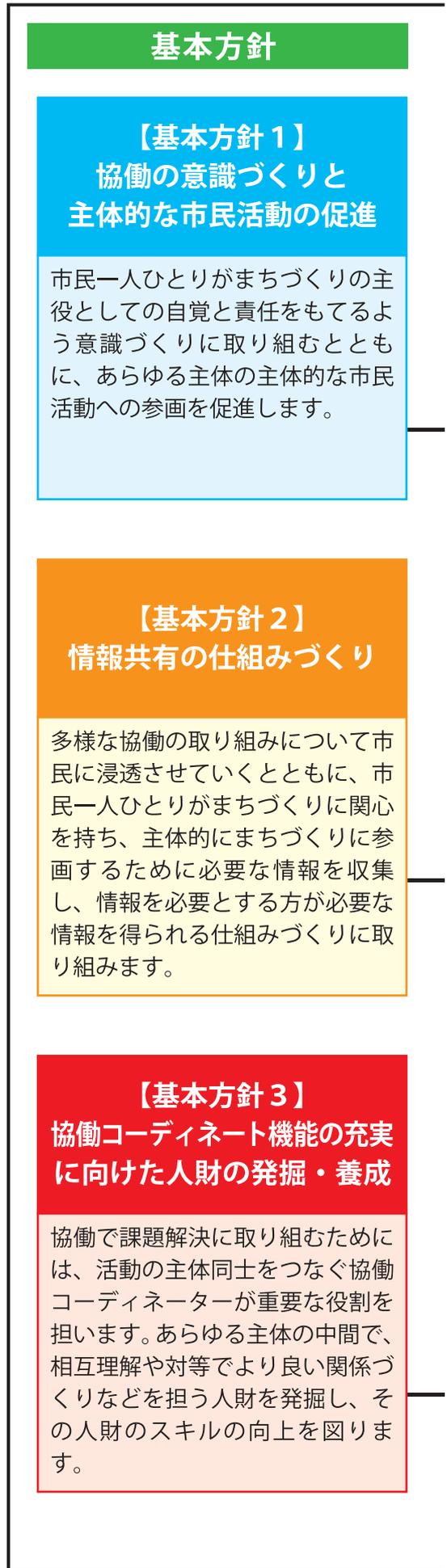
協働に関わる主体相互は、協働で取り組む期限を決めておき、計画的に事業を進めることで、その効果が高まります。

#### ⑦協働事業が終わったら評価しましょう。

協働事業の終了時には、各主体それぞれで協働事業の評価を行うとともに相互の評価を行い、その成果を今後の取り組みに活かしていくことが大切です。評価は、計画段階や実施段階など、各段階の達成度を併せて検証・評価しなければなりません。また、第三者機関による評価も重要です。

施策体系

「みんなが主役ではじまる 協働のまちづくり」



## 基本施策

## 具体的施策と主な行動要領

基本施策 1  
協働の意識づくりと市民活動の  
円滑な運営支援

- (1) まちづくりや協働に対する関心・意識の向上
  - 協働理解のための研修会、講演会、講座等の開催
  - 市職員の協働理解及び意識向上
- (2) 相談支援の充実
  - 市民活動に関するあらゆる相談支援
- (3) 市民活動の運営スキルアップ講座の開催
  - 持続可能な運営に向けたスキルアップ講座の開催

基本施策 2  
地域課題解決への参画促進

- (1) 区など自治会への加入促進支援
  - 地域活動への参画のための区加入促進支援
- (2) 地域の課題を地域で解決するための支援
  - 「区マニュアル」「コミュニティ・マニュアル」の推進支援
  - 地域課題の解決への職員参画
  - 区の役員等のスキルアップ支援
- (3) あらゆる主体間の連携支援
  - あらゆる主体相互の協働による課題解決支援

基本施策 3  
市民活動への参加機会の創出

- (1) 市民活動に関する PR の実施
  - イベント等の機会の活用による協働の PR
- (2) 市民活動体験機会の提供
  - 市民活動やボランティア活動体験プログラムの開催
- (3) 多くの市民参加によるまちづくり支援
  - 区民総参加の仕組みに関する情報提供
- (4) 市民が自ら立案した企画の実現に向けた支援
  - 市民企画の実現に向けた相談等支援

基本施策 1  
情報収集システムの構築

- (1) 協働を担うあらゆる主体に関する情報収集
  - 取材活動等によるあらゆる主体の情報収集
  - 協働推進に活用するアンケート調査の実施
- (2) 各種支援に関する情報収集
  - 各種補助金やスキルアップ講座等の情報収集
  - 学習の機会に関する情報収集
- (3) 実践等の場の確保に関する情報収集
  - 学習や活動の場に関する情報収集
- (4) 人財に関する情報収集
  - 地域課題解決のスキルやノウハウをもつ人財情報の収集

基本施策 2  
情報の共有化及び提供システムの  
構築

- (1) あらゆる主体が情報共有するための仕組み
  - 収集した情報の整理、一元化
- (2) 効果的な情報発信の仕組み
  - 様々な媒体や場を活用した発信
  - 地元メディアの活用
  - 「出前講座」の拡充

基本施策 1  
協働コーディネートスキルの向上

- (1) 協働コーディネートスキル向上の機会づくり
  - 協働コーディネートに必要なスキルを学ぶ機会づくり
- (2) 実践によるスキルアップ機会の提供
  - 講座修了者等の実践によるスキルアップ機会の提供

基本施策 2  
協働を担う人財の  
ネットワークづくり

- (1) 人財情報の活用
  - 「まちづくり人財バンク」(仮称)の設置
- (2) 人財のネットワークづくり
  - 講座修了者等の交流会の開催

# 第4章 第2次協働のまちづくり推進行動計画

## 1 行動計画の目的と構成

### (1) 行動計画の目的

行動計画は、様々な地域課題を解決し、市民一人ひとりがいきいきと心豊かに暮らすことができる安全・安心の地域社会の実現を目指し、基本方針に基づく基本施策を推進し、協働のまちづくりを推進するための具体的な施策を定めることを目的とします。

行動計画の策定に当たっては、以下の趣旨を根幹とします。

市民が主体のまちづくりです。	市民が主体のまちづくりを進めるための計画です。市民一人ひとりの「出番」と「役割」を創出します。
協働の仕組みを構築します。	市民の課題解決のスキルアップを図るとともに、全ての主体が「協働」を理解し、「お互いさま」や「支え合い・助け合い」の意識を高め、あらゆる主体相互が連携する協働の仕組みを構築します。
協働の実効性を高めます。	市民の主体性を尊重し、持続可能な協働推進を図るため、PDCA サイクルによる協働推進計画の進捗管理及び評価を行い、協働の実効性を高めます。
協働はまちづくりの手段の一つです。	協働は多様化、複雑化する課題を解決し、より良いまちづくりを進めていくための手段の一つであり、協働事業を増やすことが目的ではありません。

### (2) 行動計画の構成

行動計画は、基本方針に基づく「基本施策」を定め、これを具現化するための「具体的施策」と「行動要領」で構成しています。「具体的施策」は「基本施策」を達成するための主な取り組み内容について、「行動要領」は「具体的施策」の詳細な取り組み内容について定めています。

また、協働推進計画の実効性を高めるため、各施策に取り組む実施体制を明確にします。

各施策の「実施体制」の欄において、「1」は市民活動サポートセンター、「2」は協働推進担当部署を示しています。

#### (基本方針に基づく基本施策)

<b>【基本方針1】</b> 協働の意識づくりと 主体的な市民活動の促進	基本施策1 協働の意識づくりと市民活動の円滑な運営支援 基本施策2 地域課題解決への参画促進 基本施策3 市民活動への参加機会の創出
<b>【基本方針2】</b> 情報共有の仕組みづくり	基本施策1 情報収集システムの構築 基本施策2 情報の共有化及び提供システムの構築
<b>【基本方針3】</b> 協働コーディネート機能の充実 に向けた人財の発掘・養成	基本施策1 協働コーディネートスキルの向上 基本施策2 協働を担う人財のネットワークづくり

## 2 基本方針に基づく施策の展開

### 基本方針1 協働の意識づくりと主体的な市民活動の促進

市民の皆さんがまちづくりに関心をもって「自分ができることに取り組もう！」という意識を高めたり、活動が円滑に進むような支援などを通じて、市民一人ひとりの皆さんの主体的な活動を促進します。



#### 基本施策1 協働の意識づくりと市民活動の円滑な運営支援

##### 具体的施策（1）まちづくりや協働に対する関心・意識の向上

①市民一人ひとりが協働を理解し、まちづくりの主役であることの意識を高め、行動につなげる契機とする機会として、協働に関する研修会、講演会、講座などを開催します。		実施体制
行動要領	◎協働のまちづくりに関する講演会、講座及びワークショップなどの開催のほか、あらゆる主体との共催によるイベント、交流会、意見交換会などを開催します。講演会などの講師は協働を実践している市民も担います。	1・2
	◎地域の支え合いや防災、地域コミュニティの活性化等、市民のニーズに合ったテーマを切り口に、地域課題を解決するための協働について市民一人ひとりが理解を深めるため、フォーラムやシンポジウムなどを開催します。	2
	◎「安曇野市自治基本条例」の理解促進を図るため、あらゆる機会を通じて条例について説明の機会を設けます。	1・2
	◎協働を実践している団体との共催により、その団体が講師を務める協働事業実践講座を開催します。	1
	◎市民が様々な課題等を共有し、まちづくりへの参画の契機となるよう、公民館等との連携により、時勢に応じた社会問題等をテーマに学習の機会を設けます。	1・2
②市職員の協働に関する理解及び意識の向上を図ります。		実施体制
行動要領	◎市職員が協働に関する理解及び意識の向上を図ることを目的として策定した「協働のまちづくり職員マニュアル（平成26（2014）年策定）」を、第2次協働推進計画に基づき改訂します。	2
	◎市職員向けの協働に関する研修会を開催します。	2

##### 具体的施策（2）相談支援の充実

①市民活動に関するあらゆる相談に応じます。また、相談には解決まで寄り添い、相談者との信頼関係の構築に努めます。		実施体制
行動要領	◎まちづくりへの参画や市民活動の円滑な運営など、市民活動に関わるあらゆる相談を随時受け付けます。	1・2
	◎特別相談日を設け、市民活動に関する専門性の高い相談に対応します。	1

### 具体的施策（3）市民活動の運営スキルアップ講座の開催

①協働を担うあらゆる主体が協働を進めるにあたり、必要なスキルの向上を図るための講座を開催します。		実施体制
行動要領	◎市民活動を行う主体が自立し、持続可能な運営に向けたスキルアップが図れるよう、課題解決のニーズに合った講座を開催します。また、講座内容に合わせて課題を抱える団体等から積極的に講座に参加していただけるよう促します。	1

## 基本施策2 地域課題解決への参画促進

### 具体的施策（1）区など自治会への加入促進支援

①様々な地域課題解決のための活動に参画する場として、市民の最も身近なコミュニティ組織である区など自治会へ安心して加入できるよう支援します。		実施体制
行動要領	◎市の窓口で転入手続きの際に、区など自治会の意義や加入することの必要性を説明するとともに、これらの内容を掲載したパンフレットを配付します。	2
	◎市区長会と連携し、各区の紹介チラシを作成し、転入者等へ配付します。	2
	◎区など自治会の未加入者の意見、考えを聴く場を設けるなど、未加入者と各区など自治会の関係づくりのための支援を行います。	1・2

### 具体的施策（2）地域の課題を地域で解決するための支援

①市区長会と連携し、各区など自治会が「区マニュアル」及び「コミュニティ・マニュアル」等に基づき取り組む事業を円滑に推進できるよう支援します。		実施体制
行動要領	◎区など自治会において、より多くの区民が地域課題解決に参画するとともに、より効率的・効果的な運営の仕組み（部制度）を構築できるよう支援します。	2
	◎市区長会や地域区長会、また、各区など自治会における課題解決の検討を支援します。	2
	◎地域課題解決に向けた学習会を開催する際には、「出前講座」等により課題に関する情報の提供を行います。また、地域課題解決に向けた検討の場に、多くの市民、特に若い方も参加しやすいよう、ワークショップ実施などを支援します。	1・2
	◎持続性、継続性の観点からビジネスの手法を取り入れた地域課題解決の手法である、「コミュニティ・ビジネス」の導入について支援します。	1・2
②地域が抱える課題解決の支援のため、市職員は必要に応じて区など自治会の会議などに参画します。		実施体制
行動要領	◎市職員が必要に応じて区など自治会が開催する会議などに参画し、課題解決に向けた調整等の支援ができるよう、「区担当職員制度」の円滑な運営に努めます。	2
③区の役員を担う方などが、地域の現状や課題を把握する場や、その課題を解決するためのスキルアップを図る機会を設けます。		実施体制
行動要領	◎市区長会と連携し、新しく役員を担う方等の研修の機会を設けます。	1・2

### 具体的施策（3）あらゆる主体間の連携支援

①主体相互の特性を活かして連携し、課題を解決する仕組みづくりを支援します。		実施体制
行動要領	◎市民活動団体が区など自治会との協働事業を希望する場合、連携が必要な区など自治会の選定やその推進について支援します。	1・2
	◎区など自治会との協働事業を実施するうえで、相互にメリットが生まれるよう、事業の企画段階から連携が図れるよう支援します。	1・2
	◎企業がもつ技術やノウハウなどを活かして、協働により地域課題解決に取り組めるよう支援します。	1
	◎教育的な観点から、教育機関が協働事業や公益活動の場に参画できるよう支援します。	1
	◎単体で解決できない課題を、課題ごとに関係する団体や組織の代表者が集まり課題解決に向けた検討を行う仕組みとして、「安曇野市まちづくり推進会議」を活用します。	2
	◎市社協ボランティアセンターや他自治体の市民活動センターなど、協働を支援する機関と相互に連携してあらゆる主体による協働事業を支援します。	1・2
	◎市民活動を行う主体同士が相互に連携できるよう、ネットワークを築くための交流の場やマッチングの機会を設けます。	1・2

### 基本施策3 市民活動への参加機会の創出

#### 具体的施策（1）市民活動に関するPRの実施

①市民活動に関心はあっても、活動するまでには至っていない市民が市民活動に参加する契機となるよう、多くの市民が集まるイベントなどを活用し、市民の理解を深め、活動への参加の機会を創出します。		実施体制
行動要領	◎市が実施する各種講座や県や他市などが開催するまちづくり講座等の参加者等、市民活動に関心の高い市民をターゲットに、市民活動交流会へ参加を促します。	1

#### 具体的施策（2）市民活動体験機会の提供

①市民活動やボランティア活動を始める機会を提供するため、市民活動やボランティア活動の体験プログラムを開催します。		実施体制
行動要領	◎市民活動団体や市社協等と連携し、気軽に活動に参加できる体験プログラムを開催します。	1

#### 具体的施策（3）多くの市民参加によるまちづくり支援

①各団体等の役員だけでなく、その全ての構成員が負担を分け合いながらみんなで活動に取り組む仕組みづくりを支援します。		実施体制
行動要領	◎市区長会と連携し、「部制度」による各区の区民総参加の仕組みを情報収集・提供するなど、各区の実態に合った仕組みの構築を支援します。	2

具体的施策（4）市民が自ら立案した企画の実現に向けた支援

①市民が自ら立案した企画の実現に向けた相談に応じ、必要な支援を行います。		実施体制
行動要領	◎市民が自ら立案した企画が実現できるよう、活動の仲間づくりや資金、広報、活動の場など、実際に活動を進める際に必要な支援を行います。	1・2
	◎「市民協働事業提案制度」により市民から提案をいただいた市との協働事業は、双方にメリットがあり、より良い協働事業として具現化できるようコーディネートします。	2

基本方針2 情報共有の仕組みづくり

様々な方々や団体・組織が取り組む活動を市民の皆さんにお知らせしてまちづくりに関心をもってもらうことや、これから活動を始めたいと思う方々、また、既に活動をしている方々が、その目的の実現のために必要な情報を得られる仕組みづくりを進めます。



基本施策1 情報収集システムの構築

具体的施策（1）協働を担うあらゆる主体に関する情報収集

①協働を担うあらゆる主体の情報（概要、事業内容、現状・課題、協働の必要性、協働事例等）を取材活動等により収集します。		実施体制
行動要領	◎市内で行われている公益事業や協働に関する情報は、新聞などのメディア情報や、インターネット等を活用して入手します。	1
	◎市が実施する協働事業の情報を収集します。	1・2
	◎市民活動団体の情報は、市民活動情報誌（以下、「センター通信」という。）やホームページなどで掲載できる情報として収集します。	1
	◎各区など自治会への取材活動や各区など自治会が発行する広報誌等による情報収集に努めます。	1・2
	◎区の協働事例報告会や交流会、研修会、意見交換会などを通じて区など自治会に関する情報を収集します。	1・2
	◎市社協ボランティアセンターや市ボランティア連絡協議会などと連携し、ボランティア活動団体の協働等に関する情報を収集します。	1
	◎市商工会などと連携し、企業が行う公益事業の情報を収集します。	1
	◎市教育委員会と連携し、教育機関の地域活動や協働につながる情報を収集します。	1
	◎周辺の大学の協働に関する情報を収集するため、大学の協働に関わるホームページと市民活動サポートセンターのホームページをリンクします。	1

②様々な機会や場において、協働推進に活用するための市民ニーズ等について情報を収集するためのアンケート調査を実施します。		実施体制
行動要領	◎協働に関する講演会や交流会、講座等の機会においてアンケート調査を実施し、各主体の抱える課題、必要とするコーディネート等、協働につながる情報の把握に努めます。	1
	◎「協働のまちづくり出前講座」（以下、「出前講座」という。）を実施する際にはアンケート調査を実施し、市民ニーズに合った講座内容に見直します。	2
	◎市区長会が地域課題解決に向けて、各区の現状・課題や協働による解決事例等を把握するために実施するアンケート調査の支援を行います。	1・2

### 具体的施策（2）各種支援に関する情報収集

①協働を担うあらゆる主体が自立し、持続可能な公益事業の推進を支援するため、各種補助金やスキルアップ講座等の情報を収集します。		実施体制
行動要領	◎国、県、市等の行政機関が実施する補助金やスキルアップ講座等の各種支援制度に関する情報を、あらゆる機会を通じて収集します。	1
	◎市社協と連携し、市社協が実施する各種支援制度やスキルアップ講座等の情報を収集します。	1
	◎インターネット等の活用により、企業等による各種補助制度等の情報を収集します。	1
②市民一人ひとりが興味、関心のある分野について学ぶ機会を提供するため、各種団体等が実施する学習の機会に関する情報を収集します。		実施体制
行動要領	◎国、県、市等の行政機関が実施する研修会などの情報について、あらゆる機会を通じて収集します。	1・2
	◎NPO法人等の市民活動団体が実施する学習の機会に関する情報を、メディア情報や取材等を通じて収集します。	1

### 具体的施策（3）実践等の場の確保に関する情報収集

①協働に関わる学習会や活動に利用可能な施設等の情報を収集します。		実施体制
行動要領	◎学習や活動の場として活用できる市の施設等（本庁舎、各支所、公民館、交流学習センター等）について、利用要件等の情報を収集します。	1・2
	◎市社協と連携し、ボランティア活動の場として市社協が設置する施設等について、利用要件等の情報を収集します。	1
	◎市民から利用希望の問い合わせがあった場合など、各地区公民館の利用要件等について情報を収集します。	1・2
	◎他の自治体等と連携し、市民活動等に利用が可能な施設等の情報を収集します。	1

### 具体的施策（4）人財に関する情報収集

①地域課題解決に必要なスキルやノウハウをもつ人財に関する情報を収集します。		実施体制
行動要領	◎協働を担うあらゆる主体のネットワーク等を通じて、地域課題解決に必要なスキルやノウハウをもつ人財情報を収集します。	1・2
	◎市区長会と連携し、地域の課題解決のスキル・ノウハウをもつ人財情報を収集します。	1・2
	◎地域課題解決に関する専門的なスキルやノウハウをもつ人財情報について、国や県等の行政機関等で公開している情報を収集します。	1・2

## 基本施策2 情報の共有化及び提供システムの構築

### 具体的施策（1）あらゆる主体が情報共有するための仕組み

①収集した情報はあらゆる主体が共有できるよう整理し、一元化します。		実施体制
行動要領	◎収集した情報はデータ化により整理し、一括管理します。	1
	◎あらゆる市民活動の概要や事業内容等をまとめた市民活動団体情報冊子を作成します。	1
	◎各種支援制度や人財に関する情報を整理し、あらゆる主体が共有できるよう、市民活動サポートセンターホームページやセンター通信等へ掲載します。	1
	◎協働に関する行政情報を収集し、市民が必要な情報を得やすいよう、分野ごとに整理します。	1・2
	◎市が市民と協働で実施する事業をまとめた「協働事業事例集」を作成します。	2

### 具体的施策（2）効果的な情報発信の仕組み

①一元化した協働に関する情報は、情報を必要とする方が必要な情報を得やすいよう、様々な媒体や場を活用して情報提供するように努めます。		実施体制
行動要領	◎市のホームページや市広報誌、市民活動サポートセンターのホームページ、センター内掲示板、センター通信、SNS等へ掲載し情報発信に努めます。	1・2
	◎市民が身近に利用する施設等（各支所・市公民館などの公共施設、コンビニ・スーパーなどの民間施設）で協働に関する情報を提供します。	1・2
	◎市区長会の取り組みを市民へ周知するため、「市区長会だより」の作成を支援し、市ホームページ等に掲載します。	2

②あらゆる主体の情報発信について、地元メディアの活用に努めます。		実施体制
行動要領	◎市が行う協働事業などは、各種メディアへプレスリリースを行います。	2
	◎センター通信は、毎号、マスコミ各社へ配付します。	1
	◎市民活動サポートセンター登録団体が実施するイベント情報等をマスコミ各社へ周知します。	1
③市職員が市民の学習の場に直接出向き、市政や市の制度等の情報を提供する「出前講座」の拡充を図ります。		実施体制
行動要領	◎「出前講座」の各講座は市民のニーズに応じた内容とするとともに、市民が関心のある講座内容を探しやすく、また、様々な講座に関心をもってもらえるようなメニュー表とします。	2
	◎県や市社協、病院、企業、教育機関等が実施する出前講座の情報を収集し、市民の学びの機会としてその情報を一括して提供します。	1

### 基本方針3 協働コーディネート機能の充実にに向けた人財の発掘・養成

様々な課題解決も自分でできることはまず自分で取り組もう。だけど自分だけではできないことは色々な団体・組織などと協働して課題解決に取り組めるよう、あらゆる主体をつなぐコーディネートを行う人財を各種講座や交流の機会等を通じて発掘するとともに、その人財の養成に取り組めます。



#### 基本施策1 協働コーディネートスキルの向上

##### 具体的施策(1) 協働コーディネートスキル向上の機会づくり

①協働コーディネートに必要なスキルを学ぶ機会を設け、協働コーディネートを担う人財の発掘及び資質向上を図ります。		実施体制
行動要領	◎ファシリテーションスキルやコミュニケーションスキル、企画力、情報発信スキルなど、協働コーディネートに必要なスキルや資質向上を図るための講座を開催します。	1
	◎市社協ボランティアセンターや他自治体の市民活動センターなど、協働を支援する機関との連携強化を進め、情報やノウハウの共有により、コーディネートスキルの向上を図ります。	1

### 具体的施策（2）実践によるスキルアップ機会の提供

①協働コーディネーター養成講座修了者や地域リーダー育成講座修了者（以下「講座修了者」という。）などが、実践を通じたスキルアップを図る機会を設けます。		実施体制
行動要領	◎協働を担うあらゆる主体が主催する研修会や課題解決の場に、必要に応じて講座修了者に参画を促します。	1・2
	◎講座修了者などが、さらにそのスキルやノウハウの向上を図るため、フォローアップの機会を設けます。	1・2

## 基本施策2 協働を担う人財のネットワークづくり

### 具体的施策（1）人財情報の活用

①協働を担う人財に関する情報を共有し、活用する仕組みとして、「まちづくり人財バンク」（仮称）を設置します。		実施体制
行動要領	◎解決が必要な課題ごとに、その分野のノウハウやスキルをもった人財と課題解決実践の主体をつなぐ仕組みとして、「まちづくり人財バンク」（仮称）を設置します。	1

### 具体的施策（2）人財のネットワークづくり

①講座修了者など、主体的にまちづくりに関わる者同士がそれぞれの活動について情報交換する交流の機会を設けます。		実施体制
行動要領	◎協働コーディネーターや地域リーダーとしての活動状況や悩み、課題等を情報共有し、次の実践へつなげるために、まちづくりを担う人財の交流会を開催します。	1・2



# 協働のまちづくり推進に関わる市の支援及び制度等

## 1 協働のまちづくり推進支援

### (1) 制度による市の支援

#### ①安曇野市市民協働事業提案制度

市が協働を希望するテーマに基づき、市民から具体的な事業の提案をいただき実践する制度です。

#### ②区担当職員制度

職員一人ひとりが協働コーディネーターとしての自覚と責任をもち、各区など自治会が行う事業等へ積極的に参画を促す制度です。

#### ③協働のまちづくり出前講座

市民の皆さんが生涯学習に対する意欲と市政への関心を高めていただき、これからのまちづくりを共に考えていただく契機として、市の施策や制度等について市職員がわかりやすく説明をさせていただきます制度です。

### (2) 助成による市等の支援

#### ①つながりひろがる地域づくり事業補助金

支え合う地域社会を目指し、市民活動団体が行う自主的で主体的な地域に根差した市民活動事業に対して、同事業につき原則3年間、対象経費の1/2以内で、各年度最大20万円の補助金を交付します。

#### ②区等交付金

市が安曇野市区長会との合意のもとで各区へ依頼する事項に対して、均等割のほか、各年4月1日現在の区加入世帯数などにより算出した交付金を交付します。

平成30(2018)年度から、区が主体的に取り組む安全・安心事業の支援、また、部制度を設置した区に対し、交付金を増額しました。

#### ③コミュニティ助成事業

コミュニティ活動または自主防災活動の促進に必要な備品の整備、あるいはコミュニティ施設の整備に対して、(一財)自治総合センターまたは(公財)長野県市町村振興協会が助成する制度です。

## 2 市が関わる協働の形態

市が実施する協働の形態として、下記のものと考えられます。協働を進める上での形態は様々ですが、事業の趣旨に応じて最も有効で効果的な形態を選択することが大切です。また、その事業に携わる主体相互により、協働のあり方を事前に十分に話し合うことが大切です。

### (1) 市民が主体的に取り組む形態

#### ①後援

概要	市以外のあらゆる主体が行う事業に対して、市が後援名義の使用を許可し、公益性を認めることで支援すること。
効果	市が後援することにより社会的信用が高まり、市民からみた活動への理解が深まることが期待できる。
留意点	あらゆる主体からの後援申請には、承認の基準に基づき、協働の一環として公平、公正な判断を行うことが必要。

#### ②補助金

概要	市以外のあらゆる主体が主となって行う公益性の高い事業に、資金的援助を行うこと。
効果	市が取り組みにくい事業に支援をすることで、政策目的を達成させることができる。
留意点	事業の公平性、透明性を高めるため、補助条件や選考基準等を明確化する必要がある。また、補助を継続することで、自主性・主体性が失われることがないよう期間を限定するなどの工夫が必要。

#### ③資材提供

概要	市民が自主的に行う公共的事業に資材を提供すること。
効果	環境美化事業における花の種やごみ袋等、道・水路の改修、解凍用塩カル散布などの資材の提供により、地域市民が自主的に行うことで地域の絆を強める。
留意点	必要性が地域によって違いがあるため、見極めが必要。

#### ④財産の活用

概要	市が施設、備品等を市民の公共的事業活動の実施にあたり貸与すること。
効果	市施設の利用、市道の維持管理に伴う工具等、アメリカシロヒトリ防除用機材、防犯用青パトの貸し出しなどにより、実際の協働活動に役立ち、様々な市民活動の活発化が望める。
留意点	財産の活用に関し基準を設けることが必要。

**(2) 市民と市が共に取り組む形態****①共催**

<b>概要</b>	共通の目的を達成するために、市と市以外のあらゆる主体が共に実施主体となって事業に取り組むこと。
<b>効果</b>	企画段階からの協働が可能になる。広報紙での情報伝達、公共施設使用料の減免等。相互理解が深まり、信頼関係の構築が望める。
<b>留意点</b>	参加主体は全て協働の主体となり、一方の主導にならないよう、また役割が偏らないように事前の協議が必要。

**②実行委員会**

<b>概要</b>	1団体では事業実施が困難な場合や多様な専門性やネットワークにより相乗効果を期待する場合など、市以外のあらゆる主体や市などで実行委員会を立ち上げて事業を行うこと。ここで参加主体は全て協働の主体となる。
<b>効果</b>	企画段階から共に参画できることで信頼関係の構築やネットワークの拡大などの効果や市民の参加を広く呼び掛けられるなどの効果が期待できる。
<b>留意点</b>	責任の所在があいまいになりやすいので、事前の協議において、役割分担、経費負担等明確にして実施することが必要。

**③事業協力（協定）**

<b>概要</b>	市以外のあらゆる主体と市が一定期間、協力をして事業に取り組むこと。
<b>効果</b>	専門性・先駆性を活かして、行政では考えられないような実施主体の自主性が尊重された事業への取り組みが望める。
<b>留意点</b>	役割分担・経費負担・期限等を明らかにした協定書を締結し、事業実施をすることが必要。

**(3) 行政が主体的に取り組む形態****①事業委託**

<b>概要</b>	市が行うべき事業ではあるが、市以外のあらゆる主体がその特性（専門性・先駆性・柔軟性等）を活かすことでより良いサービスや効果が望める場合、全部または一部を対等なパートナーに委託すること。
<b>効果</b>	市が行うよりも、きめ細やかで多様なサービスが望める。専門性の高い効果が望める。
<b>留意点</b>	市の下請け化をせず、対等な立場で事業を行うことが必要。また、市民活動団体等の自主・自立を妨げないよう期限を決めておくことが必要。

**②指定管理者制度**

<b>概要</b>	市が所有する公共施設の設置目的を効果的に達成するために、先駆性・柔軟性を活かせる市以外の対等なパートナーに、その施設の管理・運営を包括的に代行させることができる制度。
<b>効果</b>	市の管理よりも、より市民ニーズに応えられる施設管理が望める。
<b>留意点</b>	業務内容と責任分担を明確にしておくことが必要。指定管理者制度により、独占とならないために管理契約の期間に留意が必要。

### 3 市政への市民参画の一般的な方法

市が市民との協働を推進するためには、市民一人ひとりの市政への関心を高める必要があります。市民参画の一般的な方法には次のような方法があり、計画・事業の内容などとの最適な組み合わせや、意見聴取時期を検討する必要があります。

参 加 の 方 法	
制度等による参画方式	①公聴会・住民説明会 ②審議会・委員会・懇話会 ③住民投票制度 ④請願・陳情 ⑤直接請求 ⑥住民監査請求 ⑦公文書公開請求
任意の参画方式	①市長への提案 ②パブリックコメント方式 ③アンケート方式 ④ヒアリング方式 ⑤モニター方式 ⑥意見・作文・アイデア等の募集方式 ⑦シンポジウム・フォーラム方式 ⑧講習会・研究会・勉強会方式 ⑨サロン方式 ⑩ワークショップ方式 ⑪オンブズマン方式 ⑫関係団体との事前の協議

#### (1) 制度等による参画方式

##### ①公聴会・住民説明会

概 要	公聴会という場合には、一般に法律上開催を義務づけられた公式的な意見聴取の場を指すことが多い。住民説明会は、行政がある事案について説明するものであり、その結果として意見を聴取したり、議論したりすることは当然あり得るものである。
-----	--

##### ②審議会・委員会・懇話会

概 要	審議会・委員会は複数の委員で構成される合議制の機関である。法律、条例、要綱を根拠とするもののほか、それらに根拠をおかず任意で設置されるものもある。審議会や諮問委員会の場合は、会議自体の決定権限は有しておらず、あくまでも提起事案について意見を述べるものである。
-----	---

##### ③住民投票制度

概 要	市民が特定の事項について、投票により直接に意思表示すること。日本国憲法第95条に基づく地方自治特別法の制定の可否を問う住民投票、市議会の解散要求や議員・首長の解職要求などの直接請求を受けて賛否を問う住民投票、条例に基づく住民投票の3つがある。一般に住民投票と言えば条例による住民投票を指すが、条例上の住民投票は投票結果に法的な拘束力はない。住民投票は、市民の代表である市議会と市長による二元的な間接民主主義の仕組みを補完する役割を果たす。
-----	---

##### ④請願・陳情

概 要	市政についての要望や意見等があるときは、誰でも請願や陳情を提出することができる。市議会議員の紹介があるものを「請願」といい、紹介がないものを「陳情」という。市議会で受理された請願・陳情は、議会運営委員会で常任委員会に付託するか協議・決定し、付託された場合は常任委員会で審査し、その報告に基づき、本会議で「採択」「不採択」を決定する。
-----	--

##### ⑤直接請求

概 要	地方公共団体の住民によって選挙された代表者により行われる間接民主制が原則となるが、住民が直接これを補完し、住民がその意思を実現する直接民主制の一つの手段として直接請求制度がある。この権利を行使するためには、選挙権を有する者の一定数以上の署名が必要となる。
-----	---

## ⑥住民監査請求

<b>概 要</b>	住民監査請求は、市民が、市長や職員による違法もしくは不当な財務会計上の行為等があると認めるとき、これを証する書面を添えて、その是正・防止や損害の補填をするために必要な措置を講じるよう監査委員に対して監査を求める制度。対象となるのは、違法・不当な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担があると認められるとき、違法・不当に公金の賦課・徴収を怠る事実、財産の管理を怠る事実があると認められるときである。
------------	---

## ⑦公文書公開請求

<b>概 要</b>	安曇野市情報公開条例は、行政情報公開制度の総合的な推進を図ることにより、市民の市政に対する理解と信頼を深め、市民の市政への参加促進し、もって市民と行政の協働のまちづくりに寄与することを目的として定められている（第1条）。第5条において、何人も、実施機関に対し、管理する公文書の公開を請求できるとしている。また、実施機関は公開の義務があるとし、原則公開を定め、特例として「非公開情報」を掲げている。
------------	--

## (2) 任意の参画方式

## ①市長への提案

<b>概 要</b>	安曇野市では、住み良い安曇野市を市民の皆さんとつくっていくために、市政に対するご意見・ご提案をお寄せいただく仕組みとして、「市長への提案」制度を設けている。なお、本市広報広聴規程では、手紙、電子メール、電話、市窓口等により、市民からの提案、要望、意見、苦情などを受け付けることとし、また、同規程第7条では、市に寄せられた市民の声に対し、各課は検討の結果により事務事業及び市政への反映を積極的に進めるものとしている。
------------	---

## ②パブリックコメント方式

<b>概 要</b>	パブリックコメントは、市の基本的な政策等の形成過程において、その政策に関する計画等の趣旨、内容等必要な事項を公表し、広く市民等から意見、情報、提言等を募集し、提出された意見等を考慮して政策等の意思決定を行うとともに、これらに対しての市の考え方を公表する手法である。
------------	--

## ③アンケート方式

<b>概 要</b>	アンケート調査は、各種行政計画の策定段階において、多数の市民層や地域限定などの市民層から意見を聴くためによく用いられる手法である。アンケート調査を行うに当たっては、対象者に対して調査の目的、対象、期間、配票・回収方法、問い合わせ先を明確に示しておく必要がある。
------------	--

## ④ヒアリング方式

<b>概 要</b>	団体、組織、グループや個人に対する聞き取り調査であり、アンケート調査と並んで各種行政計画の策定過程によく用いられている手法である。
------------	---

## ⑤モニター方式

<b>概 要</b>	公募した市民を「市政モニター」や「環境モニター」などという形で登録し、市政等に関する意見を聴取したり会議への出席を求めたりするものである。
------------	---

## ⑥意見・作文・アイデア等の募集方式

概要	テーマを決めて、市民から意見・作文・アイデアなどを募集するものである。
----	-------------------------------------

## ⑦シンポジウム・フォーラム方式

概要	シンポジウムとは1つのテーマについて何人かのパネリスト（講演者）が意見を述べ議論する形式の討論会のことであり、フォーラムとは公開の討論会や座談会のことである。シンポジウムやフォーラムにおいて、市民をシンポジストやパネリストとして行う方式も増えている。
----	---

## ⑧講習会・研究会・勉強会方式

概要	限られたテーマについて検討する場合に有効かつ必要な方式である。市民、行政、企業、大学など異なる立場の者が課題を共有し、学習や議論を深めていく方法である。
----	--

## ⑨サロン方式

概要	あるテーマについて任意の市民が参画し、自由な討論を行う会合を重ね、多種多様な意見を効率的に集約する。
----	--

## ⑩ワークショップ方式

概要	ワークショップとは、現状把握からはじまり、問題点や課題の整理、分析、計画の方向性の提言、計画案、設計案づくりなどを行うのに適した参画の手法で、それぞれの立場で意見を出し合う場合でも、時間を無駄無く使って、平等かつ合理的に意見をまとめられる方法であるとされている。
----	---

## ⑪オンブズマン方式（行政監視の市民参加）

概要	オンブズマン制度という場合と市民オンブズマンという場合では若干意味が異なる。オンブズマン制度という場合は、オンブズマンが行政に対する苦情を受け付け、中立的立場にたってその原因を究明し問題を解決していく制度である。市民オンブズマンは、住民の自主的な監視活動を指す。問題の発見を自らがを行い、特に支出面における監視に重点をおくという点でオンブズマン制度とは全く異なるものである。
----	---

## ⑫関係団体との事前の協議

概要	関係団体の意向の聴取、市の案を説明し事前に意見調整するなど、団体との協力関係の維持や、団体への協力を依頼する目的で打ち合せや会合などの形で実施される。
----	---

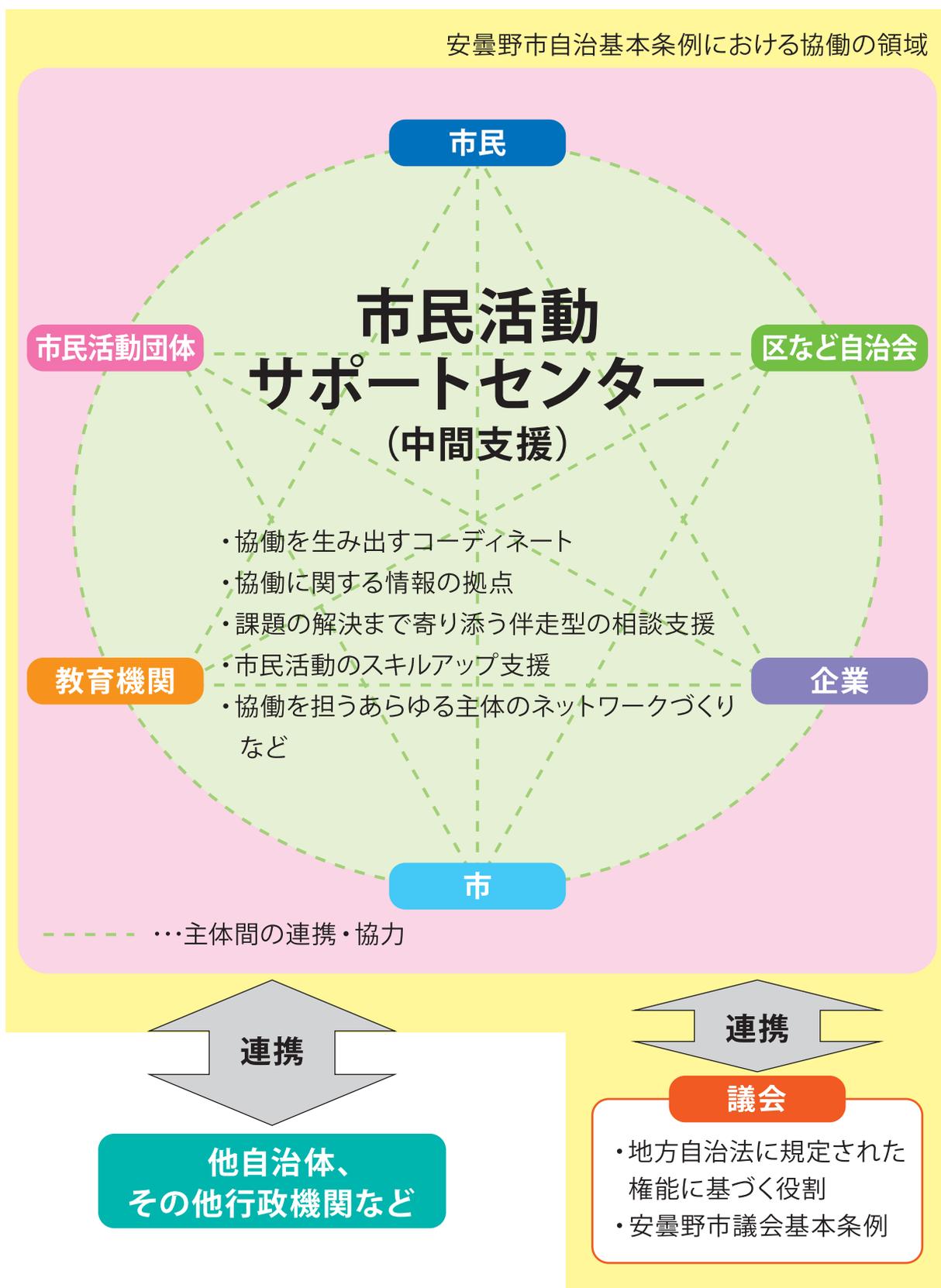
## (3) 公募委員・会議公開の取り組み

市民が行政運営に参画する手法の一つとして、附属機関（審議会・委員会など）の委員として参画する方法があります。市では、「附属機関等の設置及び運営に関する指針」を制定しています。この指針は、公募による委員の選任により、新しい考え方、斬新なアイデアを事務事業に反映することを期待するとともに、運営の硬直化を防ぐため、委員の在任期間、兼職の制限、女性委員の参画を促すための目標値を示しています。

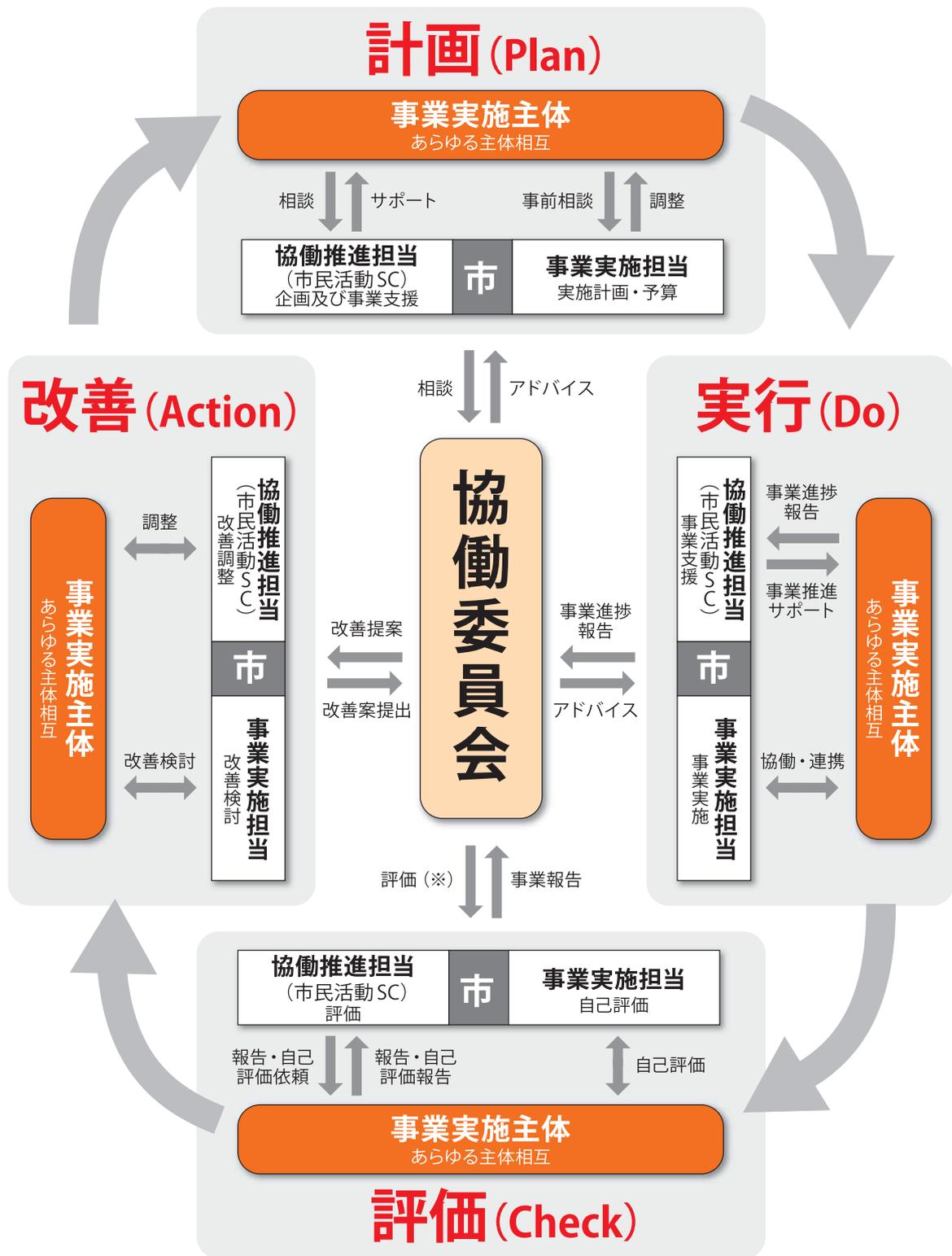
また、会議の透明性・公平性を確保するため、会議の公開、会議概要の公表に関しても規定しています。

## 市民活動サポートセンターの機能・役割と協働のイメージ図

各主体は主体的にそれぞれの役割を果たします。ただし、課題解決に協働が必要な場合は各主体が特性を活かし不足を補いながら協働できるよう、市民活動サポートセンターは主体間の中間支援を行います。



## 第2次協働推進計画推進に係るPDCAサイクル



第2次協働推進計画推進に係るPDCAサイクル

「事業実施担当」は、あらゆる主体と市が協働事業を実施する場合の市庁内部署です。

「協働推進担当」と「市民活動SC（サポートセンター）」は、あらゆる主体相互の協働事業をコーディネートします。

※協働委員会における評価は、本計画の推進及び個別協働事業について、年度内に中間及び年度末評価を含め数回行います。

# その他参考資料

## 安曇野市自治基本条例

平成 29 年 3 月 24 日条例第 4 号

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 5 条）
- 第 2 章 市民の権利及び責務（第 6 条・第 7 条）
- 第 3 章 市議会の役割及び責務（第 8 条・第 9 条）
- 第 4 章 市の役割及び責務（第 10 条—第 12 条）
- 第 5 章 市政運営（第 13 条—第 22 条）
- 第 6 章 危機管理（第 23 条）
- 第 7 章 区（第 24 条—第 26 条）
- 第 8 章 住民投票（第 27 条）

### 附則

私たちのまち安曇野市は、平成 17 年 10 月 1 日に豊科町、穂高町、三郷村、堀金村及び明科町が合併して誕生した。地方のまちが困難な問題に直面しているいま私たちは、活力に満ちたまち、安全、安心に暮らせるまちをつくるため、地域の力を結集しなければならない。

市民一人一人に、まちづくりに参加する権利があると同時に、先人たちが守り育ててきたかけがえのない自然、誇るべき郷土の歴史と文化を継承し、後世に伝える役割がある。

安曇野市に暮らす誇りと責務を自覚し私たちはここに、自治の理念と市政運営の原則を市民全員が共有するため、安曇野市自治基本条例を制定する。

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この条例は、安曇野市（以下「本市」という。）における自治の基本理念及び市政運営の基本原則を定め、併せて市民、市議会及び市の役割等を明らかにすることにより、協働によるまちづくりを推進するための基本事項を規定することを目的とする。

#### （条例の位置付け）

第 2 条 この条例は、本市の自治に関する最高規範であり、市民、市議会及び市は、この条例を遵守し、この条例に定められた役割、責務等を踏まえ誠実に自治によるまちづくりを推進するものとする。

2 市議会及び市は、この条例以外の条例を制定若しくは改廃するとき、総合計画等を策定するとき又は政策を立案するときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項と整合を図るものとする。

#### （定義）

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）市民 次に掲げるものをいう。

ア 市内に住所を有し、又は居住する者

イ 市内に通勤し、又は通学する者

ウ 市内で事業活動を行い、又は公益の増進に取り組むもの

（2）市 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び地方公営企業をいう。

- (3) 自治 自らの地域を市民の意思及び責任において運営することをいう。
- (4) まちづくり 地域課題を解決し、よりよい地域社会を創り出すことをいう。
- (5) 協働 市民、市議会及び市が対等な立場で協力しながら行動することをいう。
- (6) 総合計画等 基本構想、基本計画及び実施計画で構成される総合計画並びに個別計画をいう。
- (7) 区 本市の区域内にある自治組織であって、その代表者が安曇野市区長会に属するものをいう。
- (8) 安曇野市区長会 各区の発展及び相互の連携による地域課題の解決を図るための組織をいう。

(自治の基本理念)

第4条 市民、市議会及び市は、それぞれの役割及び自主性を尊重し、まちづくりに向け、協働して自治を推進するものとする。

- 2 市民、市議会及び市は、国籍、民族、言語又は文化の違いによって市民を差別することなく、全ての基本的人権を尊重して自治を推進するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、自治を推進するためそれぞれが最善を尽くすものとする。

(市政運営の基本原則)

第5条 市政運営にあたっては、次に掲げる事項を基本原則とする。

- (1) 協働の原則 市は、自治の基本理念を踏まえ、協働してまちづくりを推進すること。
- (2) 情報共有の原則 市は、自治の基本理念を実現するため、市民及び市議会と情報を共有すること。
- (3) 法令遵守の原則 全ての法令等を遵守すること。

## 第2章 市民の権利及び責務

(市民の権利)

第6条 市民には、自治の基本理念に沿ったまちづくりを進めるため、市政に参画する権利がある。

- 2 市民には、市議会及び市が保有する情報について、知る権利がある。
- 3 市民には、法令等の定めるところにより、行政サービスを受ける権利がある。

(市民の責務)

第7条 市民は、自らが自治の主体であることを自覚し、まちづくりを推進するものとする。

- 2 市民は、市政へ参画するにあたっては、自治の基本理念を踏まえ、誠実な言動に努めるものとする。

## 第3章 市議会の役割及び責務

(市議会の役割及び責務)

第8条 市議会は、議会の権能の範囲において政策立案、政策提言等を行うよう努めるものとする。

- 2 市議会は、市政運営を監視するものとする。
- 3 市議会は、市議会が持つ情報を積極的に公表することで市民及び市との情報共有を図り、開かれた議会運営に努めるものとする。
- 4 市議会は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報適正に管理し、利用しなければならない。

(議員の責務)

第9条 議員は、開かれた議会を目指し、議員相互の自由な討議を尊重し、自己研さんに努め、議会機能が十分に発揮されるよう誠実かつ公正に職務を遂行するものとする。

## 第4章 市の役割及び責務

(市長の役割及び責務)

第10条 市長は、自治の基本理念を実現するため、公正かつ誠実に市政を運営し、自治に基づくまちづくりを推進するものとする。

2 市長は、市政運営の基本原則に則り、必要な財源の確保に努めるとともに、総合計画等の策定及び政策の立案、これらの実施並びに評価を行うものとする。

(市の役割及び責務)

第 11 条 市は、市政運営の基本原則に則り、その権限と責任において、公正かつ誠実に職務を執行するものとする。

(職員の責務)

第 12 条 職員は、市民との信頼関係を高めることに努めるものとする。

2 職員は、市政運営の基本原則に則り、公正かつ誠実に職務を遂行するものとする。

3 職員は、社会情勢及び市民ニーズに的確に対応するため、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めるものとする。

4 職員は、自らも地域社会の一員であることを自覚し、積極的に市民と連携して、まちづくりに取り組むよう努めるものとする。

## 第 5 章 市政運営

(市政の透明性及び信頼性)

第 13 条 市は、市政運営の透明性及び信頼性の向上に努めなければならない。

(総合計画等)

第 14 条 市は、総合的かつ計画的に市政を運営するため、総合計画等を策定するものとする。

2 市は、総合計画等を市民参画の下で策定するものとする。

(財政運営)

第 15 条 市は、財政の健全性を維持し、将来にわたって持続可能な財政運営に努めるものとする。

2 市は、財政運営の状況を公表し、分かりやすい説明を行うものとする。

(情報の提供)

第 16 条 市は、市政に対する市民の理解及び信頼を深め、市民の参画を促進するため、市が保有する情報の積極的な提供に努めるものとする。

(個人情報の保護)

第 17 条 市は、個人の権利及び利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、個人情報を適正に管理し、取扱うものとする。

(附属機関)

第 18 条 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、市民の幅広い意見が反映するよう努めるものとする。

2 市は、附属機関の委員を選任するにあたり、必要に応じて専門的観点からの意見が反映するよう努めるものとする。

3 市は、附属機関の運営にあたり、公正が確保されるよう努めるものとする。

(パブリックコメント)

第 19 条 市は、協働のまちづくりを実現し、開かれた市政を実現するため、市の重要な条例又は総合計画等の策定若しくは変更にあたり、事前に案を公表し、広く意見を聴取するとともに、これらに対する市の考え方の公表に努めるものとする。

(市政運営に関する応答責任)

第 20 条 市は、市政運営に関し意見、質問、要望、苦情等があったときは、迅速かつ誠実に応答するものとする。

(政策に関する説明責任)

第 21 条 市は、総合計画等及び政策並びにこれらの実施にあたり掲げた目標等を市民に分かりやすく説明をするものとする。

(行政評価)

第 22 条 市は、総合計画の適正な進行管理及び行政資源の効果的な活用を図り、政策を検証することを目的に行政評価を行うものとする。

2 市は、行政評価の結果について公表し、市民に分かりやすく説明するものとする。

## 第 6 章 危機管理

(危機管理)

第 23 条 市議会及び市は、自然災害、重大な事故又は事件、感染症の拡大その他の非常事態に備え、市民の身体、生命及び財産の安全性の確保に努めるものとする。

2 市議会及び市は、総合的な危機管理体制を強化するため、市民、関係機関等と協力及び連携を図るものとする。

3 市民は、相互の支え合いを基本に危機に備え、危機の発生に際しては互いに助け合うものとする。

## 第 7 章 区

(区の役割)

第 24 条 区は、支え合い及び助け合いを土台に地域課題を解決することにより、地域福祉の向上及び安全かつ安心な地域を創り出すよう努めるものとする。

(区への加入)

第 25 条 本市の区域内に住所を有し、又は居住する者は、区へ加入するよう努めるものとする。

2 区へ加入した者は、相互の支え合いと協力の下、主体的にまちづくりに関わるよう努めるものとする。

(区への支援)

第 26 条 市は、区の目的及び役割を尊重し、その活動が促進されるよう支援するものとする。

## 第 8 章 住民投票

(住民投票)

第 27 条 市長は、市政運営又は政策上の特に重要な事項について、住民投票を実施することができるものとする。

2 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めるものとする。

3 市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重するものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(自治基本条例の見直し)

2 市長は、この条例の施行の日から 3 年を超えない期間において、各条項がこの条例の理念を踏まえ、本市にふさわしく、社会情勢に適合しているか検証及び検討するものとする。

3 市長は、前項に規定する検証及び検討の結果を踏まえ、条項の見直しが適当であると判断したときは、必要な措置を講じるものとする。

4 市長は、第 2 項に規定する検証及び検討又は前項に規定する措置を講じた以降は、5 年間を超えない期間において前 2 項の例によりこの条例の見直しを行うものとする。

# 安曇野市市民活動サポートセンター設置要綱

平成 27 年 11 月 17 日告示第 346 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市民活動のための交流の場を提供することにより、市民活動の支援及び促進を図り、もって活力ある地域社会の形成に資するため、安曇野市市民活動サポートセンター（以下「センター」という。）を設置することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「市民活動」とは、市内を拠点にして行われる自主的な活動であって、特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 1 項に規定する特定非営利活動に該当するものをいう。

(位置)

第 3 条 センターの位置は、安曇野市役所内とする。

(業務)

第 4 条 センターは、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 市民活動に係る情報提供又は相談に関すること。
- (2) 市民活動に係る各種研修に関すること。
- (3) 協働推進のためのコーディネートに関すること。
- (4) センターの設備及び器具の維持管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、目的を達成するために必要な業務

(利用時間及び休所日)

第 5 条 センターの利用時間及び休所日は、次のとおりとする。

- (1) 利用時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで
- (2) 休所日 安曇野市の休日を定める条例（平成 17 年安曇野市条例第 3 号）に掲げる市の休日

2 前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、センターの利用時間及び休所日を変更することができる。

(登録団体)

第 6 条 センターは、市民活動を行う団体のうち、センターが行う次に掲げるサービスを受けることができるものを台帳に登録することができる。

- (1) 団体の事業に係る情報の設置及びホームページへの掲載
- (2) センターの事業情報等の優先的な案内
- (3) 機関紙の送付

2 登録を希望する団体は、別に定める申込書を提出しなければならない。

3 前項の手続については、年度ごと行うものとする。

(市民活動サポーター)

第 7 条 センターに第 4 条各号に定める業務に協力する市民活動サポーターを置く。

2 前項のサポーターは、安曇野市協働コーディネーター養成講座実施要綱（平成 27 年安曇野市告示第 269 号）に規定する養成講座修了者及び協働に関心をもつ市民のうち意欲のある者がこれにあたる。

3 サポーターは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。サポーターを退いた後も同様とする。

(その他)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この告示は、平成 27 年 11 月 17 日から施行する。

## 附 則（平成 31 年 3 月 11 日告示第 96 号）

この告示は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

# 安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画 策定・評価委員会設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日告示第 93 号

(趣旨)

第 1 条 市民と行政の協働によるまちづくりの実現を目指し、協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画（以下「計画」という。）の策定に関する事項の検討並びに計画の効果的推進並びに点検・評価を行うため、安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び協働のまちづくり推進行動計画策定・評価委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 計画の策定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の進捗状況の点検・評価に関すること。
- (4) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 15 人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 公募により選考された市民
- (2) 識見を有する者
- (3) つながりひろがる地域づくり事業補助金交付要綱（平成 19 年安曇野市告示第 65 号）第 2 条第 4 号に規定する市民活動団体の代表者
- (4) 自治会の代表者
- (5) その他市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とし、再任は妨げないものとする。

2 欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 委員会に会長及び副会長を置き、委員が互選する。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 委員会の会議は、会長がこれを招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。
- 4 会長が必要と認める場合は、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(ワーキンググループ)

第7条 会長が特に必要と認めるときは、委員会にワーキンググループを置くことができる。

2 会長が必要と認める場合は、ワーキンググループに委員以外の者の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民生活部地域づくり課が処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って別に定める。

## 附 則

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

**附 則** (平成26年3月31日告示第130号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

## 第2次協働推進計画策定の経過

年月日	事項	備考
平成29年 6月22日	平成29年度 第1回 協働委員会	第3期 委員委嘱
平成29年 8月 8日	〃 第2回 協働委員会	第1次協働推進計画 進捗管理
平成29年10月27日	〃 視察研修	松本市
平成29年11月10日	〃 第3回 協働委員会	第1次協働推進計画 進捗管理
平成30年 3月20日	〃 第4回 協働委員会	第1次協働推進計画 総合評価
平成30年 7月 6日	平成30年度 第1回 協働委員会	第2次協働推進計画の方向性
平成30年 9月25日	〃 第2回 協働委員会	第2次協働推進計画（案）の協議
平成30年11月 7日	〃 第3回 協働委員会	〃
平成31年 2月 1日	〃 第4回 協働委員会	第2次協働推進計画（最終案）の協議

その他参考資料

### 市民アンケート調査

調査期間：平成29（2017）年12月 1日 ～同年12月25日	対象者：18歳以上の市民2,000人
	有効回収数：567件（回収率：28.4%）

### パブリックコメント

実施期間：平成30（2018）年12月21日 ～平成31（2019）年 1月21日	第2次協働推進計画（案）に対するご意見の募集
--	------------------------

## 第3期 協働委員会 委員名簿

【任期：平成29（2017）年6月22日から平成31（2019）年6月21日まで】

【敬称略・所属等は就任当初のもの】

選出区分	役職	氏名	所属等
自治会の代表者		重野 義博	安曇野市区長会会長
		丸山 明男	安曇野市区長会会長代理（H30.6.21まで）
		大澤 慶哲	安曇野市区長会会長代理（H30.6.22から）
識見を有する者	会長	栗田 晶	信州大学経法学部准教授
		山田 直美	特定非営利活動法人えんのわ理事
		大神 泉	安曇野市社会福祉協議会地域福祉課長（H30.6.21まで）
		大澤 克己	安曇野市社会福祉協議会地域福祉課長（H30.6.22から）
		吉田 賢司	安曇野市商工会
		佐治 良夫	安曇野市公民館運営審議会副会長（H30.6.21まで）
		浅見 郁子	前明科公民館長（H30.6.22から）
	副会長	細川 博水	元市民活動コーディネーター
市民活動団体の代表者		青柳 多美子	安曇野市ボランティアそよ風代表
		小澤 悠維	NPO 法人アルウィズ デイホーム楓事務局長
	副会長	磯野 康子	NPO 法人あづみ野風土舎代表
		山田 百合	あめんぼの会代表
公募		西澤 克昌	
		望月 大南夫	







安曇野

第2次安曇野市協働のまちづくり推進基本方針及び  
協働のまちづくり推進行動計画

平成31(2019)年3月 発行

---

編集・発行

安曇野市 市民生活部 地域づくり課  
〒399-8281 長野県安曇野市豊科6000番地  
電話 0263-71-2000(代表)  
FAX 0263-72-3176

---